

平成19年第4回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成19年12月12日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石塚稔君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	弓削紀之

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成19年12月12日(水曜日)

午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第71号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第72号 平成19年度利根町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第4 議案第73号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第74号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第75号 平成19年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第76号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算(第3号)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第71号
- 日程第3 議案第72号
- 日程第4 議案第73号
- 日程第5 議案第74号
- 日程第6 議案第75号
- 日程第7 議案第76号

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

町長から追加議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長吉浜昇一君。

[議会事務局長吉浜昇一君登壇]

議会事務局長(吉浜昇一君) 町長から追加議案が提出されましたので、ご報告申し上げます。

議案第71号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第72号 平成19年度利根町一般会計補正予算(第4号)

議案第73号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第74号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第75号 平成19年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第76号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）

以上で、報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

審議に入るに当たり、本日提出されました追加議案の説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 本日提出をいたしました追加議案は、条例改正が1件、補正予算が5件の合計6件のご審議をお願いする次第であります。

議案第71号は利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正により国家公務員の給与が改定されたことに伴い、国に準じて改めたいので提案するものであります。

議案第72号は、平成19年度利根町一般会計補正予算（第4号）で、歳入歳出それぞれ422万5,000円を追加し、総額を53億782万8,000円とするものであります。今回の補正は、給与改定に伴う人件費であります。

議案第73号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第74号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第75号 平成19年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の補正は、給与改定に伴う人件費であります。

また、議案第76号は平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）で、収益的収入及び支出の水道事業費用を21万円追加し、総額を3億8,556万7,000円とするものであります。

以上、追加議案の概要について説明をいたしました。詳細につきましては担当課長から説明させたいと思います。お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（岩佐康三君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に質問を許します。

7番通告者、11番会田瑞穂君。

〔11番会田瑞穂君登壇〕

11番（会田瑞穂君） おはようございます。7番通告、11番会田瑞穂でございます。本日は、原油価格高騰に対する利根町の対策についてお聞きしたいと思います。

原油の高騰でガソリン価格がかなり高くなっております。これからも、さらに値上がりする現状でございます。灯油も最高値をつけ、暖房シーズンに入り今後も、これも値上がりするのは確実です。先日、近所の店に灯油を買いに行きました。リッター当たり95円になっておりました。昨年と同じ時期から比べると20から25円高くなっておりました。ふろや台所の給湯にも灯油を使う家庭は多く、暖房費用と合わせると家計への影響は深刻でございます。食品類も値上がりをしております。例えばパン、パスタ、カップめんなどなど、個々の商品の値上がりは数十円単位かもしれませんが、給与の上がない一般庶民にはボディーブローのようにきいてきております。そこでお伺いいたします。我が利根町といたしましても、庁舎の暖房費、公用車の燃料費、学校給食の光熱費などに対して、どのような対策をとっているかお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 会田瑞穂君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、会田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、庁舎内の暖房につきましては20度の設定と、必要最低限に設定をしておるところでございます。そういうことで、経費節減を行っているということでございます。また、公用車につきましては、従来からハイブリッド車も使用しておりまして燃料費の節減を行っていたところでございますが、今後におきましても、燃料消費のよいものを公用車として利用し、経費節減を図っていきたいと考えております。

学校関係につきましては、教育委員会事務局の方から答弁をいたします。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、会田議員のご質問にお答え申し上げます。

学校給食の光熱費に対しましてのご質問でございますが、現在、原油価格の高騰により学校給食の光熱費の中では灯油とLPガスの価格が上がっております。現在の灯油の価格は、平成19年度当初で4月の単価76円と比較しますと12月現在で単価は95円になっておりまして、1.25倍となっております。また、LPガスも12月検針分より1立方メートル当たり40円の値上げとなっております。このような状況の中、各学校におきましては、給食用ボイラー機器等の使用につきましてできる限り使用時間を短縮し、特に昼休みなどの不用時につきましては、とめるなどの対策を講じております。また、このようなことで光熱費の節減をしているところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 11番会田瑞穂君。

11番（会田瑞穂君） それでは、今、町長並びに局長の方から答弁いただきましたけれども、節減、節約、または、ハイブリッドなどを使ってガソリンの食わないような努力していると。結構なことだと思いますけれども、教育局長にもう一つ聞きたいんですけれども、給食の要するに材料費ですか、材料費の値上げなどによって、極端な話、この値段ではどうしてもおさめられないとかとなった場合に、全体的な給食費などの値上がりにかかってくるのかなと思うんですが、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、これ、通告外でございますけれども、福祉課長の方にちょっとお聞きしますけれども、これもちょっと燃料にかかわると思うんですけれども、おふるですね。学校の方の要するに暖房は何カ月間なんですか、おふるの方は年じゅうやっているということで、これ、燃料は何使っているか、ちょっとお聞きしたいと。もし灯油でもあれば、これから上がってくる段階で、入浴料の値上がりとか、何だかんだとかあると思うんですけれども、その辺、現状で大丈夫だと、そのような認識があるかどうかお聞きしたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、お答え申し上げます。

原油価格の高騰による穀物を原料としますバイオ燃料の需要増加に伴いまして、小麦やトウモロコシの価格が上昇しております。これによりまして、サラダ油、それからマヨネーズ、調味料、砂糖といった食材のみならず、給食材料を運びますトラック等の燃料価格も高騰しているということでございます。これに伴いまして町内小中学校におきましても、給食用食材について値上がりがございます。現在、特に砂糖、かたくり粉、乾燥ワカメなどの価格が上がっているとのことでございます。また、1月からは、マカロニ、スパゲッティが1.2倍値上がるとのことでございます。それと、さらに、ドレッシングやマヨネーズの価格が上がるようでございます。少人数の学校ほど、調味料などにつきましては一度に大量に購入できないとのことで、特に影響があるということでございます。今のところ給食の運営については、各学校とも支障はないとのことでございます。給食費の値上げ等は現在考えておりません。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、福祉センターの2階のおふるの燃料ということでございますが、福祉センターは灯油を使用しております。大体、月でございますが、現在800リットル程度の使用でございます。使用料というか、おふるの利用料は1日100円

ということでございますが、今後の状況ということでございますけれども、なるべく、ふるの水をちょっと出しっぱなしにして入るような方おりますので、そういったことを注意しながら、値上げはしない方向でやっていきたいと。

議長（岩佐康三君） 11番会田瑞穂君。

11番（会田瑞穂君） 各局長または課長からの答弁、給食費の値上げも、いろいろなものが上がっていますけれども、事業努力して上げなくても済むようにしていきたいと。また、おふるの方も、もろもろ灯油も月800リットルもやって大変だと思っておりますけれども、値上げしないように努力していくと、そういうような感じで答弁いただきましたので、引き続き努力し、そのようにお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 会田瑞穂君の質問が終わりました。

8番通告者、2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 8番通告、2番の高木博文です。

私は、大きくは2点について、具体的には数点の質問をいたします。

まず、第1は、後期高齢者医療制度についてです。

この新しい医療制度は平成20年4月からスタートするものですが、75歳以上の人全員が強制加入となるものです。近年高齢者の増税、負担増が強まるもとでさらなる高齢者への負担増であり、私は、高齢者が支払い可能な額としてできるだけ抑えることを求めています。11月29日に茨城広域連合が決定した保険料等について質問をいたします。保険料の平均等についてはマスコミ等で報じられたところですが、具体的に年金収入ごとに、さらに現在の国保税との比較で示していただきたいと思っております。

2点目には、利根町における後期高齢者医療制度の加入者数総数、年金が18万円以下、すなわち月額1万5,000円以下の普通徴収の人数、また、今まで扶養家族であった人で新たに保険料が賦課される人数をお答えいただきたいと思っております。

三つ目には、低所得者に対する減免制度について、法定減免の内容と茨城広域連合等で独自のものがあれば伺いたいと思っております。

四つ目には、国保の場合75歳以上については資格証明書を発行してはならないとなっておりますが、後期高齢者医療制度ではどうなるのか具体的にお答えいただきたい。

五つ目には、利根町における国保の滞納者の中で75歳以上の人の実数、また、それにおける比率をお尋ねしたいと思っております。

第2の質問は、地方競馬共同場外馬券場設置についてです。

旧利根中の跡地利用の一つとして、日本レーシングサービス（NRS）から場外馬券場施設としての借用が申し入れられたことが伝えられています。私たち議員に対しては、11月2日に町への申し入れの後行われましたが、町長及び町関係者に対しては、公式、非公

式を問わず、申し入れが行われたのはいつであるのかをお尋ねしたいと思います。

二つ目には、申し入れを受けた後、町長、町は、議会及び関係住民にどのような手順でその事実を周知したのか、また、住民への周知説明する町の基本姿勢として、その申し入れをどのように受けとめたのかをお尋ねしたいと思います。具体的には、積極的に歓迎する立場で受けとめたのか、あるいは、住民の意思にゆだねて後日の検討としたのかをお尋ねしたいと思います。私は、情報を公正かつ適切な方法で住民に周知し、住民の合意のもとに進めるべきであり、最終的には住民投票に付すなどの扱いが望ましいと考えておりますが、町は住民の意思の把握を今後どのように行うかをお尋ねしたいと思います。

三つ目は、旧利根中は文教施設であり、その跡地にギャンブル施設を誘致することが適当と思われるのか。特に、旧利根中の建設や拡充に関係住民が多額の貢献、協力をされたと聞いております。また、利根中の卒業生や保護者においては、格別の思いがあると思われます。こうしたこれらの人たちに対する深く配慮する必要があると思われましても、この点についてどのようにお考えなのかをお尋ねをしたいと思います。さらにまた、具体的に誘致ということになった場合の交通渋滞や治安問題、生活環境の悪化等に対しどのように対処する方針なのか、現時点でお持ちであるならばお答えをいただきたい。

以上が、第1回目の質問であります。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、高木議員の質問にお答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてでございます。

我が国は、国民簡易保険のもとだれもが安心して医療制度を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成しております。しかしながら、今日において急速な少子高齢化の進行、経済の低成長化、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、今後も国民簡易保険制度を堅持しながら医療制度を将来にわたり維持可能なものにしていくためには、抜本的な制度改革が急務となっております。その医療制度の改革の一つといたしまして、平成20年度から新たに75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢医療制度が創設されることとなりました。新医療制度の運営主体は都道府県単位の広域連合とされ、本県では、平成19年1月24日に茨城県後期高齢者医療広域連合が設立されました。

そこで、広域連合は市町村と同じように議会がございますが、内容といたしましては、議員の定数が22人で、選出方法は、関係市町村の長及び議員のうちから、市長から8人、町村長から3人、市会議員から8人及び町村議会議員からの3人で構成されております。選挙の方法でございますが、関係市町村の議会の推選による間接選挙であります。また、職員でございますが、現在、県の職員が2名、市町村職員が30名、国保連合会が2名で業

務を行っているところでございます。今のところ利根町からの職員の出向はございませんが、平成21年度以降は広域連合への職員の出向もあるのではないかと考えられます。

平成19年11月29日の広域連合での議会で、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が可決されました。具体的な内容ですが、葬祭費は5万円を支給すること、2方式によります保険料は、所得割率が7.6%で、均等割額が3万7,462円となります。また、賦課限度額は50万円を超えることができないとなっております。また、所得の少ない方につきましては、世帯の所得に応じて均等割額の7割、5割、2割が軽減されます。そして、保険料の徴収猶予、減免もでございます。なお、決定されていないところもございますので、ご質問の内容でお答えできないところもございますが、ご了承願いたいと思います。

なお、平成20年4月1日からスタートする後期高齢者医療制度のご質問の詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

次に、場外馬券場について、地方競馬共同場外馬券場設置についてお答えをいたします。

第1点目の日本レーシングサービスから旧利根中学校跡地に場外馬券発売所を設置したいとの申し入れがあったのはいつかとのことでございますが、まず、担当窓口である企画財政課の方に事前に面会をしたいとのお話があり、私が直接日本レーシングサービスの担当者とお会いいたしまして、町有地の有効活用に関する提案として事業の概要説明を受けたのは11月2日が初めてであります。私が説明を受けた後に、議会議員の皆さん方にも同様の説明をしたというふうにお聞きをしているところでございます。

次に、2点目の申し入れを受けた後の町の対応についてということですが、まず、基本計画の説明のために11月30日と12月1日に町内4カ所にて開催いたしました地区懇談会において、参加された住民の皆様に対し、これまでに旧利根中学校の跡地利用の提案のありました大規模商業施設の出店のお話と、この場外馬券販売所のお話を報告いたしました。また、説明をいたしました基本計画の中の町有財産の有効利用を含め、基本計画に対するご提言を改めて町民の皆様方をお願いをしているところでございます。さまざまなご提言がいただけるものと期待をしているところでございます。懇談会の会場で、意見を、お考えを述べていただいた方もおりましたが、大部分の方は、よく慎重に考えるということでございます。後日、提案が出されるものと思っております。跡地利用について、申し込み状況をお知らせしたばかりでございますが、懇談会に参加された方、また、参加されなかった人にもお話は伝わっていると思っておりますので、それら提言を尊重しながら事業をしていきたいと思っております。

また、日本レーシングサービスからの申し入れを積極的に受けとめたか否かとの質問でございますが、この件につきましては、場外馬券販売所を誘致した場合のメリットなど、また、災害時の避難場所でもある旧利根中学校跡地の現状と、今後の財政推計や町の振興、活性化等にまで影響が及ぶことから、あらゆる角度から検討しなければならないと思っております。

おります。この跡地利用が町の生命線であると思ひますし、これにかわるものとしては歳出の削減と増税しかないと思ひておりますので、慎重に検討をしたいと思ひております。

また、町の意味決定につきましては、議員からのご提案であります住民投票という方法をもって住民意思を把握する必要があるとのご意見でございますが、さきに行いました地区懇談会で旧利根中学校の跡地の利用について、民間から提案のあった2件について町民の皆様方にご報告をしたところでございます。町民の皆様方からいろいろなご意見が出されると思ひますので、そのご提言の内容を慎重に見極めながら、議員の皆様方とも十分協議していききたいと思ひております。

3点目のご質問の中の文教施設の跡地にギャンブル施設を誘致することが適当かという意見でございますが、私の考えを申し上げますと、文教施設といえども用途変更を図り高度な土地利用を考えた場合、何ら私は抵抗を感じておりません。

また、学校建設時において関係住民の多大なる貢献と協力があつたとの意見でございますが、昔話を申し上げて失礼でございますが、旧栄橋の老朽化と交通量の増大で、特に大型車が旧栄橋上で交換する、いわゆるすれ違いができないということで、千葉・茨城側の出入り口でその通過を待つという一方通行であつた、当時はありました。そういった不便を解消するもので、当時、町を挙げて今の栄橋が促進しつくられたものでございます。これにより、旧布川地区内の混雑が解消されたわけです。また、栄橋の延長上は今の県道でございますが、急斜面地で山林や耕作放棄された農地などが点在しておつたところでございます。その山林等を開発し現在の八幡台が宅地化されていき、旧利根中学校跡地も平地でなく急斜面地で人の手が入らなかつたところで、今のうちにということで町で買い上げたもので、一々平らにするのにどうするかといつて放置しておいたところでございます。その後、県道の開通によりまして大型車の進入が可能となり整地が進んだわけでございますが、当時、周辺の地権者は大変喜んでいたように記憶しておるところでございます。

また、中学卒業生や保護者にとって格別の思いがある場所との件でございますが、中学生といへば多感な時期でございます。また、当時、利根町に移り住み子供を育てられた方にとっては、思いが深いものもわかります。しかし、現に生活していない人を中心に思いをはせてもいたし方ございませんので、今生活している人のかかわりがどうなるかを考えていきたい、このように考えております。

交通渋滞にいたしましても、人が、車がいなくなれば、通行しなければ渋滞は起こりません。今、利根町は、生き生きと人が行き交う町を願うのか、閑散とした町にするのか、大変分かれるところございまして、治安も同じだと思ひております。まちづくりを今自由な考えのもと、方向性を、利用を見出そうとしております。いろいろ行う中で後悔もありますが、この言葉はどちらにも通用する言葉でございますので、とにかく多くの意見を求めることから進めたいと思ひております。

現在の町のおかれた状況と逼迫した町の財政状況を踏まえて考えた場合、恒久的かつ安

定的な税外収入等の財源確保は、最重点課題と位置づけて考えております。また、この財源確保の方法として跡地を売却する方法と、賃貸する方法、貸す方法がありますが、どちらが町にとって有利になるのかをさまざまな視点から考える必要があると思っております。現在、町のおかれている状況を考えますと、ご提案のようなことも跡地利用の際の選択肢の一つになるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、高木議員の質問にお答え申し上げます。

初めに、広域連合が11月29日に決定した保険料はどうなっているのかという質問にお答え申し上げます。

まず、茨城広域連合が11月29日に決定いたしました高齢者の保険料額でございますけれども、保険料は、被保険者全員が頭割りで負担いたします均等割額が3万7,462円と、被保険者の所得に応じて負担いたします所得割額所得が7.6%の合計額となっております。なお、保険料の賦課限度額が50万円を超えることができないということでございます。先ほど町長が答弁したとおりでございます。

続きまして、年金収入ごとの保険料額と国保料とを比較して具体的に示していただきたいということでございますけれども、4点ほど例を挙げてご説明申し上げます。

75歳以上の1人世帯で年金収入が18万円の場合でございます。利根町の国保でございますと、所得割、均等割、平等割、資産割ということでございます。前提算定につきまして資産割がゼロという形で選定をいたしました場合、年間、国保の場合は1万8,000円でございます。月にいたしますと1,500円。では、後期高齢者の医療制度になった場合といたしますと、これは所得割と均等割、先ほどご説明したとおりでございますけれども、所得割はゼロ、均等割が7割軽減ということで3万7,462円の7割軽減といたしますと年間1万1,200円、月に換算しますと933円ということでございます。繰り返しますけれども、18万円の年金の場合は、国保ですと1万8,000円の年間の保険料、後期高齢ですと1万1,200円ということでございます。これ、前提あくまでも75歳の1人世帯の年金収入が18万円ということでございます。

あと、2点目でございますけれども、同じく前提が75歳以上の1人世帯、年金収入額が153万円の場合でございます。国保ですと、先ほど言ったとおり資産割ゼロという計算いたしますと年間1万8,000円でございます。では、後期高齢者になりますと1万1,200円ということでございます。

次に、1人世帯で年金収入額が203万円の場合ですね。国保ですと8万500円、後期高齢ですと6万7,900円ということでございます。

もう1点目が、75歳以上の2人世帯、年金収入でございますけれども、だんなさんが

192万円の場合と奥さんが135万円の場合でございます。国保でございますと世帯主にかかってきますので、年間2人といたしまして6万7,200円ということでございます。後期は別々にかかりますので、だんなさんが192万円の方ですと4万8,300円、奥さんが1万8,700円、合計で6万7,000円ということでございます。先ほど言いましたとおり国保では6万7,200円、後期高齢では6万7,000円ということで、200円を安くなるということでございます。

次の質問でございますけれども、利根町における後期高齢者医療保険の加入者、年金が月1万5,000円以下で利根町の窓口で直接保険料を納める普通徴収者数、扶養家族で新たに保険料が賦課される人数についてという質問でございますけれども、後期高齢医療制度の加入者数でございますけれども、平成19年8月末現在でございますけれども、老人保険受給者対象者数が75歳以上の方は1,904人ということが出ておりますので、それに近い数字になるだろうということでございます。または、年金が1万5,000円以下で利根町の窓口で直接保険料を納める普通徴収者数でございますけれども、約120人になるだろうということでございます。また、扶養家族で新たに保険料が賦課される人数についてのご質問でございますけれども、平成19年10月現在で社会保険関係の扶養者になっている方は約390人でございますので、4月当初のスタート時にはそれぐらいの人数になるだろうということでございます。

3番目でございますけれども、低所得者に対する減免制度について伺いたいと、具体的には、法定減免の内容と広域連合の独自の減免があるかどうかということ伺いたいということでございますけれども、お答え申し上げます。保険料は個人ごとに均等割と所得割が賦課されますが、低所得者に対しては、世帯の所得水準に応じて均等割の7割、5割、2割の軽減措置が設けられております。また、今まで保険料負担のなかった被保険者、被扶養者保険の扶養者につきましても、加入時から2年間に限り保険料を軽減する激変緩和措置が講じられております。

また、具体的でございますけれども、国及び県から示された保険料軽減の考え方、均等割に対する軽減の措置という形で示されてございます。保険料の考え方、均等割に対する軽減の措置、軽減の割合は同一世帯内の被保険者及び世帯主の諸所得金額等をもとに次の基準を定めるということで、国、県からペーパーが届いております。これ、均等割でございますけれども、7割軽減につきましては、年金額から公的年金の控除並びに高齢者の特別控除、基礎控除、もろもろ引きまして年金額が168万円以下の方は7割軽減になるということでございます。では、5割軽減の方はといたしますと、今、先ほどもろもろ制度がありまして、192万5,000円以下の方が5割軽減になるということでございます。2割軽減につきましては、238万円以下の方が2割軽減になるということでございます。

また、広域連合医療に関する条例におきましても、保険料の減免あるいは徴収猶予について規定されてございます。これにつきましては、広域連合の条例第18条におきまして保

険料の減免ということで要約されております。それは、特に災害等の特例、特別の事情があると認められた場合は減免の対象者になるということでございます。

また、質問にありました広域連合独自の減免措置があるかについてでございますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律で規定された以外、これは国の法律でございますけれども、広域連合独自で減免制度を講じる考えはないということで、これは広域連合の議会の中の答弁の中で論じられているところであります。その議事録につきましては、議会の事務局の方に示されているところでございます。

第4番目の国保の場合、75歳以上については資格証明を発行はしてはならないとなっているが、後期高齢者医療制度ではどうなっているのかというご質問でございますけれども、広域連合の方に電話で確認したところ、平成20年3月までにはお示ししたいということでございましたけれども、議会の議事録をちょっと読んでみましたら、広域連合の議会の中でやりとりがありました。そうしたら、制度的には、1年継続して保険料が未納となった場合には、資格証明を出して対応していくようなことが法律事項で決まっております。基本的には、そういった制度にのっとった対応が必要であると思っているという形の広域連合議会の中で示されているところでございます。また、広域連合広域計画が、やはり議会案件でありました。それが可決されております。その中に、保険負担の公平性を確保するために被保険者資格証明の交付を行っていくということで明記がされておりますので、その明記された広域連合の計画が可決されておりますので、そのような計画に向かっていくのだろうということが推測されるところでございます。

続きまして、5番目の利根町における国保の滞納者の中で75歳以上の人の実数と比率はというご質問でございますけれども、平成19年5月30日現在でございますけれども、被保険者世帯は約3,700世帯がございます。その中で滞納世帯は約600世帯であります。その中で75歳以上の滞納者世帯は約40世帯になっているところでございます。その比率は約7%ということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 2番高木博文君。

2番（高木博文君） 引き続き、2回目の質問を行います。

ただいまの回答で明らかなように、後期高齢者医療制度は一部の激変緩和措置はありながらも予定どおりスタートすることになります。そして、現在、年収180万円以下で子供の扶養家族になっている高齢者も、保険料負担が課せられることになります。保険料を所帯単位で徴収する現在の仕組みから、高齢者個人から保険料を徴収する仕組みになります。また、年金から医療保険料が天引きされる特別徴収制度が導入されます。特別徴収は保険料を確実に徴収するためのもので、年金が18万円、月1万5,000円以上の人で介護保険料と医療保険料の合計額が2分の1以下の人のみ対象となりますが、前期高齢者の6割、後期高齢者の場合は8割が特別徴収になるだろうといわれております。少ない年金から最

大で半分まで保険料として引かれてしまうことになり、高齢者の生活を一層厳しくさせるものと思われます。

現在の国保料と後期高齢者医療保険料の対比も回答いただきました。現在の国保料におけるその数字は、国保における6割減免ですか、これを計算のもととして対比されたものであるかどうか、少し説明をいただきたいと思います。私どもが持っている資料でいくなれば、明らかに今回の後期高齢者医療保険料の方が大きな負担になるというぐあいになるかと思えます。

低所得者に対する減免制度については、今お話あったように法定減免のみ均等割7割減免ということになっております。そういうことからすれば、年金が月1万5,000円以下の場合の高齢者も月1万円以上保険料が徴収されると。低所得者に対して、さらに減免を求めることを国に対し要求すると同時に、広域連合独自の減免制度の実施を町として求める考え方があるかどうか、これをお伺いしたいというぐあいに思えます。

またさらに、わずかな年金でも保険料負担しなければならない後期高齢者医療制度は、低所得者においては極めて過酷な負担であります。短期保険証、資格証明書の発行の有無、このことについて、より具体的に質問いたしたいと思えます。確かに厚生労働省は、保険料を3カ月滞納したら短期保険証を発行し、1年滞納したら資格証明書を発行することとしております。しかし、資格証明書の場合は、医療費を窓口で10割全額支払うこととなります。普通徴収の低所得者が対象になり、保険料を払えない低所得者は病院にかかるなどという制裁措置に、これはつながっていく。死ねと同じむごい仕打ちであります。

広域連合の態度について回答ありましたけれども、私どもが知るところでは、8月27日の広域連合議会の中で、議員とのやりとりの中で黒川事務局長は、1年の滞納で機械的に発行する考えはない、市町村と連携して慎重に対応する、こうした答弁もしております。このことを受けるならば、やはり利根町として、この資格証明書を発行しないように広域連合に求めていただきたい。そうした考えがあるのかどうかをお尋ねしたいと思えます。

大きな二つ目の旧利根中の跡地利用の問題として、引き続き質問いたします。

町長からは11月初めにNRSから申し入れがあったと答弁ありました。しかし、実際には非公式とはいえ、それ以前に町長そのものに直接ではなかったかもしれませんが、町に働きかけがあったのではないのでしょうか。同僚議員が作成しているホームページ等においても、そうしたことが伺われます。また、町長の答弁の日時が事実であったとしても、議会及び関係住民に対しては、速やかにその事実を住民に報告するとともに、公正に情報を公開し、民主的な検討を求めることが妥当と思えます。先ほどの答弁ありましたけれども、このことについて改めて町長のお考えをお尋ねしたいと思えます。

私は、先日開催された地区懇談会に参加をし、町長のあいさつ、あるいは、報告を聞いたところでありませぬけれども、必ずしもここでは、具体的にこの場外馬券場の件での説明はなかったと思えます。また、役場の多目的ホールにおける懇談会の席上では、現時点で

は旧利根中の跡地利用の問題として報告をしたんだと、地方競馬共同場外馬券場の誘致の是非について討論する場ではない、この件については今後住民の意見を聞いていくとともに、住民の代表である議員等とも話し合っていくとの発言がありました。議会という正式な場においてこの問題が質疑され、町長から正式に経過等が報告されたのは今議会が初めてです。統合された中学校や今後の小学校の跡地利用は、住民の最大の関心事です。開かれた討論で、民主的に検討し、結論を出すべきだと考えます。先ほど来、町長の基本的な考え方は、そういった線でお答えいただいておりますけれども、このことについて改めて町長のお考えをお尋ねいたします。

一部には、町の財政難を克服するために、絶好のチャンスとして積極的に受け入れる立場から行動している動きが伝えられています。町の収入をふやすための努力は当然追求すべきでありますけれども、安易にギャンブル関連施設の誘致に走ってはならないと私は思います。龍ヶ崎市や常総市等で、過去また現在も、ギャンブル施設誘致に対する反対賛成さまざまな運動が展開されています。ここでは、いずれもギャンブルが青少年に与える影響や治安、交通渋滞、生活環境の悪化など、こういった点が問題になっております。龍ヶ崎市議会でも2003年に、この誘致の話が持ち上がり、そして、2回にわたって市議会では場外馬券場設置反対の請願が採択され、龍ヶ崎市における場外馬券場の誘致は中止になりました。そうした経過がある中で利根町がこれと別の行動をとると、合併問題にも悪影響をもたらすのではないのでしょうか。貧すれば鈍するという言葉がありますけれども、目の収入増に惑わされ、今後に残す施設を誘致することは、私は考え直すべきだと思うぐあいに思います。利根町の品格が疑われます。

今、ギャンブルの売上は長期低落傾向にあります。それを打開するために各地に場外馬券場を設置しようという動きを進めておるわけであって、茨城県内でも、NRSだけでなく他の業者も含め、何カ所かの設置の動きがあります。そのことを考えると、NRSの説明した売上目標、それをもとにした町への協力金、これは極めて流動的な要素があります。利根町の住民がいろいろこれに振り回されて、結果としてはよそで落ち着いたり、あるいはまた、つくってはみたものの売上も少なく、実入りも少ないなどなど、考えるとすれば極めて問題ではないかというぐあいに思います。

また、NRSの説明を受けた中において、地方競馬共同場外発売施設設置基本要項では、設置にかかわる要件で、学校、その他の文教施設及び病院、その他、医療施設から適当な距離を有し、文教上または保健衛生上著しい支障を来すおそれがないこととなっております。これを他の自治体や農水省あるいは国会におけるさまざまなやりとりに照らせば、直線距離で1キロメートル、周辺2キロメートルとなっているようです。旧利根中と仮定した場合、太子堂小学校が1キロでぎりぎり入るようなところにありますし、竹ぞの幼稚園や大和幼稚園ほか、医院も二つ、この範囲には含まれることとなります。私自身、水と緑の利根町にあこがれてこの地に25年前に居を構えたものです。里山が崩されたり、水田が

宅地に変わり、シラサギ等も少なくなりましたけれども、まだまだ利根町はすばらしい自然環境があります。場外馬券場の誘致は利根町のイメージダウンにもつながり、交通渋滞や治安や生活環境の悪化も必至です。青少年の健全な育成に悪影響をもたらし、さらに年金生活者等がふえている利根町の住民に、ギャンブルを持ち込む今回の施設誘致は百害あって一利なしです。

私は、町長に改めてお聞きをしたいわけです。町長が地区懇談会等でお話ありましたように利根町の今後の将来をいろいろな角度から検討する、その軸の一つとして学校の跡地利用がかかっている、私もこれは同感であります。そのことを前提にしながら持っている情報等を住民に公正に公開をしながら、住民の民主的な討論を経て結論を出していただくと。また、議員等々の意見も聞くというお話もありましたし、そういう場も積極的に持っていていただく。住民投票どうこうまでは先ほど否定的なお話もありましたし、それを今この場で求めるわけではありませんけれども、町長が、この役場の多目的ホールで行うようになったような姿勢をぜひ具体的に実行に移していただく、このことをお約束していただきたい。このことを2回目の質問とさせていただきます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 後期高齢者の方につきましては、担当課長の方から答弁をさせます。

まず、日本レーシングの方なのでございますけれども、高木議員は、すでにNRSがここに設置決まったようなことでの反対の意見を何か述べられておりますけれども、私は、商業施設とこのNRSが、今2社がこの跡地利用についての活用を求めているということで、広く町民の皆様方にお知らせしたところでございますので、ですから、それが12月2日にございましたので、11月30日でしたか、それと12月1日でしたか、の2日にわたって町内4カ所におきまして町民の皆様方に、こういう利用方法の活用方法ということで今申し込みがありますよということで、まず、第一弾として公表したわけでございますから、その辺を少しご理解をいただきたいと思います。これからは、今、高木議員がおっしゃるようないろいろな意見が上がってくると思います。それらをどういうふうにするかと、意見が多いからそっちへ決めるというんじゃなくて、いろいろな議論を闘わせながら町民の皆様方の意見を尊重し、そして、議会の議員の皆様方と議論をしながら、その跡地利用について考えていくということを申し上げているわけでございます。

ただし、さっきから言っているように、この利根中の跡地利用につきましては、利根町の将来の歳入を考える上で大変重要な位置だと、ものだというふうに考えておりますので、なおさら慎重にならざるを得ないということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、お答え申し上げます。

保険料の算定の軽減がこっちに入っているかどうかという質問ですか。これにつきましては、1月の広報に一例を挙げてございます。私が今申し上げたのはその中の一部ですので、後期高齢の保険料はそのようになるということでございます。そして、均等割りの軽減措置は加えてございます。

あとは、短期資格証明発行でございますけれども、高木議員言われたとおり広域連合の議会の中で、やりとりの中で、短期証明書、資格証明書の交付につきましては国民健康保険と同様の取り扱いが法律で規定されており、滞納者との接近機会を持つ有効な手段であると。広域連合につきましては、1年の滞納が過ぎたからといって機械的に資格証明を交付することは毛頭考えていない。市町村と連携をしながら慎重に対応していくということがあったと。ですので、冒頭申し上げましたとおり電話連絡したら3月まで待ってくれということがその裏づけにあるんだろうと、ですから、当時の9月の議会の中の議論ですので、その中で黒川事務局長がそういうことを言ったという事実があります。ただ、我々が電話したときには、ちょっと待ってくれよということですので、そこら辺が広域連合は今どういう形で決定していくかというのを悩んでいると。いずれにしても、資格証明を発行する窓口は町でございますので、県統一の考え方をもって交付するのが妥当だと思いますし、また、そういう研修もまだ受けていないんですよ。それで、いろいろな文書等を、この前、11月29日の議会でいろいろな面の、先ほど言いました保険料が決まったという条例案が来ているだけで、詳細については、やはり我々事務局が窓口でやりますので、これから詰めていくんだろうということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 2番高木博文君。

2番（高木博文君） 3回目の質問を行います。

今、後期高齢者医療制度の問題についてお答えいただきました。回答の中でもありましたように広域連合の場でも、議員との関係の中でさまざま討議はされているわけでありませぬ。そうした中で市町村の意見も聞いていくという発言があったわけですから、ただ、それにとどめるのではなく、第一線で住民に接するその立場において住民の要求を反映し、また、そういう最悪の事態をできるだけ回避するために積極的にご意見を上げていただきたいというのが、この短期保険証あるいは資格証明書問題にかかわる私の最後の意見を含めた要望であります。

さらに、減免措置については、法定減免のみしか現時点では明らかになっておりませぬ。これは、他の広域連合においても、また、茨城の広域連合の中でも、それでいいのかという論議がされておるわけですから、これも同様に、窓口になる市町村の立場からも、積極的に低所得者に対する減免措置がさらに行われるように機会を見つけて意見を上げていた

だきたいということでもあります。

先ほど町長から説明ありましたように、22名の議員しか、この広域連合の議員としては出ていないわけです。そういう意味では、我々はいろいろな思いがあったとしても、直接そこに反映することはできません。もちろん私どもも、関係のある議員を通じてさまざま要望、意見は反映しておりますけれども、町としても、これをぜひやっていただきたいということでもあります。

それから、もう一つの場外馬券場の問題であります。町長がおっしゃられたように、私自身が今すぐにその立場で町の姿勢を追求しよう、どうこうということではありません。しかし、具体的に町長はかなり慎重にいろいろお考えになられてやっておりますけれども、住民の中では、あるいは議員の中では、積極賛成の立場でさまざま動いているような話も伝わってきているわけです。だから、私は、そこにある危惧の念を具体的事例等を挙げながら発言したところであります。

この件につきましては、先ほど来、町長がおっしゃられるように住民からの積極的な意見を受けとめて、全体的な今後の利根町の将来、財政あるいは町の活性化、青少年に与える影響、こういったものも含めて判断をいただく。また、判断する以前に、住民のそういう場をちゃんとつくっていただきたいということをお願いしたいわけでもあります。私は、利根町の卒業生や保護者の問題、あるいは、つくるときにおける地域の人たちの貢献、協力の問題で発言しましたが、町長は、栄橋の例をとってお話あったわけでもありますけれども、やはり学校施設に対する見方とその他のものとはちょっと思いは違うんじゃないかというぐあいに思います。

私は、過日、太子堂小学校のイベントの中で、以前に利根中の校長をやられた大塚校長からもいろいろお話聞かせいただきましたけれども、退職された校長のもとには今でも卒業生から、やはりグラウンド等に雑草が生い茂っていたり何かあったりすれば、やっぱり自分らが育った学校環境をできるだけよくしてほしいということで電話がかかったり、いろいろされるそうです。さらに、また、同じ場で、もと町議とお聞きしましたけれども関口さんという方から、利根中をつくるときに地域の人たちが利根川等が氾濫した場合、避難の場所として高台にあって、そこに自分の地所があるからそこに物を上げたり、自分らが避難したりというようなことで使っていたと。また、そういう位置づけでやっていただけれども、学校用地だからということで一応協力してもらって今日の利根中はつくられたんだというようなこともお話ありました。

私は、こういうことをも含めて、先ほど井原町長はかなりドライに割り切ってお話ありましたけれども、もっともっと、そういう住民の感情をも含めて討論と結論を出していただきたい。私は、この場で自分自身の考え方を結論において押しついたり、あるいは町長の考え方を即この場で求めるつもりはないんです。むしろ、討議の進め方を町長が従来お話あったように住民の意見を聞きながら、そして、利根町全体の将来を町長はもとよりで

すけれども、住民をも含め一生懸命考えていきながら結論を出していくんだと、私はこれでいいと思います。その姿勢を改めて町長にお伺いをして、私の3回目の質問終わりたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 後期高齢者の件でございますけれども、確かに県内の各市町の首長さん、あるいは議会からの代表者はおりますけれども、その中で、県全体のいろいろな問題について果たして議論をされ、それがまとめられていくかということについては、確かにそれは疑問があると思います。高木議員がおっしゃるようないろいろな意見があると思いますけれども、私どもは直接広域連合の中で発言はできませんけれども、町村会等での会議がありますので、そういった意見等をあれば、また、住民の窓口に来てのいろいろな、こうしてほしいというようなことがあれば、意見を申し上げていきたいと思っております。

それから、NRSにつきましても、これは当然、賛成反対ありますよ。ですから、高木議員のように最初から私は反対だという人もいるし、逆にそれは賛成だという人も、これはいると思うんです。それはそれでいいと思うんですよ。それで、いろいろな考えを述べていただいた中で、町の現時点でおかれている町の状態、それから、将来町がどうすべきことか、その将来を見据えた中でその方向性、それと、利根中の跡地利用について考えていけばいいというふうなことで、まだまだ時間がありますから、そう焦らずにゆっくりひとつ議論をしまいたいと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 09 分休憩

午前 11 時 20 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画財政課長から発言を求められておりますので、これを許します。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 昨日、守谷議員のご質問の中で、財政健全化プランの平成18年度の人件費の推計額13億4,000万円と平成18年度の決算額13億9,000万円の比較で増額となった原因につきまして、一般職員の昇格によるものとお答え申し上げましたが、早期退職者を含む一般職員11人分の退職手当負担金の影響により増となったものでございますので、訂正させていただきます。

議長（岩佐康三君） 9番通告者、1番能登百合子君。

〔 1 番能登百合子君登壇 〕

1 番（能登百合子君） 9 番通告、1 番能登百合子です。

私は、子供たちに関する事柄について質問させていただきます。

常任委員会の中で厚生文教委員となりまして、運動会を初め、さまざまな行事にお招きいただくようになりまして、子供たちの元気な姿を見ながら私も元気をいただけるというありがたい位置にいます。その中で、二つほど質問させていただきます。

まず、一つ、小学校統合に伴う諸問題について。

その1 番目としては、通学路について、文間小へ通学することになる東文間小の児童、太子堂小へ通学することになる布川小の児童の安全確認は重要課題で、周知徹底が必要と思われま。その中で、9 月の定例議会の中で佐々木議員の質問に対して、通学路は決定しましたかという話に対して、一部は統合準備会の了解を得て決められたけれども、全区域としてはまだ決まっています、スクールバスの運行が決まり次第決定していきたいというお答えでした。その後で、私、教育委員会の方へ、いかがでしょうかとお伺いした段階でも、まだ決まっていますというお話でした。今、きょう、この状況ではどういうふうになっているかをお伺いしたいと思います。

そして、二つ目、学童保育について、通告書には、私うっかりと五つの小学校すべてでというふうに記入してしまいましたけれども、実際に実行しているところは四つの小学校ということで、その四つの小学校の中でどこがやっていないかということ、東文間小学校はないということなので、太子堂小学校と布川小学校が一緒になるということになるかと思うんですけれども、来年度、大体どれぐらいの見込み数が予定されているのかをお聞きしたいと思います。

そして、2 番目の問題ですけれども、子供たちの学力などについて、今テレビなんかで順番が下がったとか何だとかいろいろ言っておりますけれども、ゆとり教育による授業時間の削減が原因だとか、それも一つだと思いますけれども、学力低下がいわれている中で利根町の状況はどんなぐあいか、また、それに対する利根町の関係者の感想としては、どのようにお思いになっらっしゃるかをお伺いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔 町長井原正光君登壇 〕

町長（井原正光君） それでは、能登議員の質問にお答えをいたします。

通学路を含めた小学校の統合に関しましては、PTAの方々を中心とした統合準備委員会におきまして協議をいただいているところでございます。委員の皆様方には、心から厚く御礼申し上げたいと思います。また、先月27日に開催されました第7回の統合準備委員会において通学路が決定されたと、教育委員会から報告を受けました。町といたしましては、その決定を尊重いたしまして防犯灯の増設を含めた通学路の安全対策に万全を期して

いきたいと思っております。また、常日ごろから通学路の安全確保につきましては、保護者や地区ボランティアの方々のご協力をいただいているところでございますが、今後も教育委員会と連携を図りながら、子供たちの安全確保に努めてまいりたいと思っております。詳細につきましては、教育長が答弁をいたします。

次に、学童保育についてでございますが、現在、学童保育につきましては、布川小学校、文小学校、文間小学校、太子堂小学校の4校で実施しているところでございます。このうち、布川小学校と太子堂小学校が統合し3校となった場合の児童数ですが、先般、町内の保育園及び幼稚園の年長組に通う児童の保護者に対し、児童クラブへの入級希望調査票を配布し、来年度の新入級児童数について把握をしたところでございます。その結果、新入級児童数と新2学級、新3学級に継続入級すると考えた場合、統合後の布川小学校が38名、文小学校21名、文間小学校19名の入級を見込んでいるところでございます。

次の子供たちの学力につきましても、教育長の方から答弁をさせます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 小学校の統合に伴います諸問題についての通学路について、統合小学校への通学の安全確認は重要課題であります。周知の徹底が必要と思われませんが、現状はいかがですかとの質問にお答えしたいと思います。

ただいま町長が答弁いたしましたとおり、統合小学校の通学路やその安全性等については、これまで十分なる話し合いを続けてまいりました。第7回の統合準備委員会におきまして通学路が決定いたしました。通学路の安全につきましては、教職員、保護者、地域ボランティアの方々や教育関係者が通学路を確認し、また、必要があれば、町や関係機関と協議をしながら進めております。通学路周辺の状況は変化することから、点検を実施したり、また、必要があれば必要に応じて町とも協議をしながら変更をしたりしております。今後も随時実施することとなります。

さて、安全確認への周知の徹底についてでございますが、これまでも、PTA役員の方々と通学路の危険箇所や改善策等を話し合いました。各地区の委員さんからも、よりよい安全な通学路のご提案をいただきまして、統合準備委員会で決定してまいりました。話し合いを通して安全な通学路のご理解はいただいていると思っておりますが、今後も、PTAを通して保護者や地域のボランティアの方々にも呼びかけて、ご協力、ご理解をお願いしたいと思っております。また、統合小学校の学校説明会や新入生保護者説明会が実施されますので、通学路の安全や交通安全指導も含めまして周知の徹底を図りたいなと思っております。

続いて、2番目の子供たちの学力についてお答えしたいと思います。

先ほど能登議員からお話ありましたけれども、ゆとり教育により授業時間削減が原因

で子供たちの学力が低下しているといわれるが、利根町の状況はどうかと、こういうご質問でございますが、日本の子供たちの学力の低下問題のきっかけとなったのは、主に二つの国際学力調査でございます。一つは、4年に一度実施している国際理科数学教育動向調査、TIMSSといわれるものでございます。それから、もう一つは、経済協力機構OECDが2000年から3年に一度実施を始めた学習到達度調査、PIISA、ピサといわれるものでございます。いずれの調査におきましても、全体としては国際的に上位にあるものの、読解力の低下傾向にあり世界のトップレベルとはいえないとか、小学校の理科や中学校の数学等は低下しているなどの調査結果によりまして、ゆとり教育と確かな学力の見直しのきっかけになった一つの要因かと思えます。現在、国では、教育内容、授業実数の見直しを審議しておりまして、来年の3月には、小中学校、新しい学習指導要領の改定がなされる方向で進んでおります。

さて、このような中で利根町の状況についてですが、今年度実施されました二つの学力調査がございます。一つは、県教育委員会と県教育研究会共催による学力診断のためのテストというテストがございます。もう一つは、43年ぶりに国で実施されました全国学力学習状況調査です。

まず、学力診断のためのテストについては、今回で41回を迎えました。県内小中学校におきまして4月に実施されました。小学校3年生は、国語、算数、そして、4年生から6年生までが、国語、社会、算数、理科で実施されました。中学校では、国語、社会、数学、理科、英語で実施されています。これによりまして、各分野、領域別の正答率やら、県と利根町の比較、各学校の正答率がすべて把握できます。利根町におきましては、小中学校とも、卒業学年に向かいまして県の正答率を上回っております。学習の成果があらわれ、学習に対する努力の跡が見られると感じております。多少、学校間のばらつきはありますが、小学校の統合によってさらに子供たちが切磋琢磨され、基礎躯体の向上に期待が持てると、私は感じております。なお、このテストの目的が、児童生徒一人一人の学力実態を把握して確かな学力の施策に役立てるものでありますので、問題点や改善策を洗い出して事業の改善に役立てておるところでございます。

次に、全国学力学習調査でございますが、ことしの4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に全国で実施されました。小学校については、国語、算数、中学校では、国語、数学等で実施されたものでございます。これによりまして、全国の正答率、県の正答率、各学校の正答率が、すべてわかります。利根町の状況についてですが、ほぼ県や全国の正答率を上回っております。これまでの各学校での取り組みに努力の跡が見られるというような状況でございます。なお、詳しいデータにつきましては、茨城県42の市町村で非公開としております。理由としては、公開することによって各学校の序列化や過度の競争が生ずるおそれがあること、また、調査のための学習となり、目的を失い、正しい結果が出ないということからでございます。また、学校現場にストレスをかけることで疲弊させてし

まうということなどからといった理由によりまして、ご理解をいただきたいなと思います。しかしながら、児童生徒個人に対する成績の状況については、学校ごとに学習に対する傾向をまとめ、保護者の方々に一人一人届けてあります。今後の学習に生かしていきたいと持っております。

次に、利根町では、茨城県で唯一利根町だけ県より指定を受けまして、学校評価の研究実践を行っています。その実践の内容について、県教育委員会のホームページから各学校の取り組みの状況を見ることができます。各学校の自己評価書というものがございます。その中でも児童生徒の学習状況が出ておりますので、ぜひごらんになっていただきたいなと思います。ちなみに、けさ、どのくらい見ているのかなということで、ちょっと控えてみたんですが、布川小だけでも、アクセスが2,342件の方々がこれを見られているということです。今後とも、ぜひそれを参考に協力いただければなと思います。今後とも、学力の向上として各学校に示した事柄で、特に家庭学習の習慣を図るとか、基礎的、基本的内容の定着を図るスキル学習とか、ドリルの実施とか、また、読書力の養成、また、学力テストの分析と対応策、利根町教育論文を通して職員の研究意欲の高揚、それから、利根町教育研究会を通じた授業研究の実施、教科の教材研究により資質の向上等、教育委員会と現場が一体となり学力向上をさらに図っていききたいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 1番能登百合子君。

1番（能登百合子君） まず、学童保育の件についてですけれども、入級希望者が、布川小学校38名、文小21名、文間小19名、これは今ちょっと聞き漏らしたんですけれども、今現在、通っている人たちも含めてこの数になるということでしょうか、それとも、新しく希望をとった方がこの数になるということなのでしょうか、その辺を教えてくださいのの一つ。

それから、学童保育とは、また別な問題になると思うんですけれども、前回9月の議会だったと思うんですけれども、学校放課後子どもプランというのがありましたね。放課後子どもプラン実施ということで、文小をテストとして始めるということでお話がありまして、学童保育というのは正式には学童クラブというのだそうで、それから、こっちの方は放課後子ども教室ということで、管轄が当然違うわけですし、その管轄が違うけれども、それを連携して子供たちの居場所をというような大きな視点から、一緒にそれを一体化して連携して進めていくためのプランだというお話でしたので、そのものが実際にスタートしていると思うんですけれども、現状どういう様子になっているのか。それから、規則を読んでいたら、当該学校の生徒ということなので、文小で今やっているわけですから、文小の児童がそれに該当するということなわけで、そうすると、ほかの学校の児童はそれを希望してもこれには当たらないということになりますけれども、それは、今モデル校と

して始めているのであるから文小だけなんだけれども、将来的にはほかの学校でも希望があれば進めていくような、そういうお考えなのか、今回はほかの小学校、四つの小学校は統合を控えていますので、その統合によるいろいろな問題があるから、そちらを優先しなきゃならないので、こっちの子どもプランの方までは手が回らないということで、いずれはそれは一緒に考えますよということなのか、そこら辺のところもお伺いしたいと思いません。

それから、学力問題についてなんですけれども、県の平均よりは高い、平均は上回っているということで、そのこと自体はすごく、多分、親としてそれを聞くと大変うれしいことだと思うんですけれども、学力というものを何かということに考えると、点数がよければそれでいいのかという考え方と、子供が生きていくための力をつけてやる、それが学力なんだという考え方とあると思うんですけれども、どちらが優先してもだめなんだと思います。両方とも、これからも将来を生きていく子供たちに一番大事なこの基本は譲れないという学力というものは、そのときにしっかりとつけていただきたいと思えますし、それが点数としてあらわれなくっても、人間的な教育という部分で大事な部分というのはいっぱいあると思うんですけれども、その学童保育に関連もするんですけれども、東文間小学校の方はそれが無いんだというのを伺ったときに、その原因はどこにあるのかなと考えたときに、多分、3世代同居のようなそういう状況というのが、町中の太子堂小学校とか文小小学校とかよりも、子供の面倒を見てくれる方がいらっしゃるから学童に頼らなくてもいいんだという部分もあるかと思うんです。経験上、そういうお子さんを見たときに、お年寄りと一緒に暮らしている子供さんというのは、何かすごく人間的にいいなという部分を持っているんですね。だから、学力も大事ですけれども、生きていく力として学力は大事ですけれども、人間として生きていくための大事な部分というの、これはもっと大事な部分じゃないか。学力がなくなっても、学校にいたころは成績はそんなによくなかったけれども、大人になって活躍をしているという方たちもいっぱいいるわけですし、だから、人間的なものができている、その上に必要な学力をつけてやらなきゃいけない。それは、小さいころにしてやらなきゃいけないという、そういうことがあると思うんですけれども、基本的に学力をつけるという部分では、平均ですから当然、上もあれば下もあって、学校としては、上だけに焦点を当てたら下は当然ついていけませんし、下だけに焦点を当てていたら上の方はつまんないからやってらんないということになりますし、すごいそれは難しい問題だと思うんですけれども、学校の中で理解をしていかないと、結局は塾に頼るという形になりますし、塾に行くということでは、そのための費用がかかりますので、親はそれを稼ぐために外へ出ていくと、パートに出るというような影響も出てきて、家庭の中で子供が1人いたりするような状況も出てまいりますし、すごく大きく考えると難しい問題ですから、すぐにそれをどうこうしていくことはできないと思うんですけれども、でも、学校教育の中でも、そういう部分は、少しずつ折に触れ取り組んでいくべき問題じゃない

かというふうに思っております。

家庭教育、社会教育、学校教育、全部含めてどれが落ちても完璧にはできませんので、今地域の社会教育と申しますか、地域の力というのが落ちていると思うんですね。学力は今すごく皆さん関心を持ってらっしゃいますので、その面では多分、今、実力テストの結果にもあらわれたように、そっちの方ではそんなには問題はないのかと思いますけれども、地域力というのは落ちていると思いますし、だから、社会教育面の子供を取り巻く状況というのは非常に難しいところがありますので、そういう部分でも、それを全部学校にお願いするというのは間違っていると思いますけれども、現実それを指導する立場にある学校としては、折に触れそういうことにも触れていただいているのではないかと思いますけれども、文教として、自分の子供からは大分手が離れてしまった中でいろいろな行事に参加させていただいた中で、子供たちが生き生きと楽しそうにやっていると見ると、利根町の教育というのはしっかりなされているんだと思います。それをもっと伸ばしていただけるように学校関係者にはお願いしたい。学力面だけを、実力テストの学力の点数だけをどうこうということではなくて、子供の人間として育っていく子供の教育という部分をしっかりと押さえていただきたいと考えていますので、その部分をどのように取り組んでいらっしゃるか、あるいは、心がけとしてどういうふうに思っているかを教育長にお伺いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、入級児童数でございますけれども、先ほど町長から申しあげました人数でございますが、来年度、平成20年度の入級予定児童数でございます。布川小38名ということでございますが、現在の保育園、幼稚園の年長組にアンケートというか調査票を配布いたしまして、その中で新しく児童クラブに新年度入りしたいという方が12名でございます。それと、現在の1年生が今度2年生になるのが21名、それと、現在の2年生が来年度3年生ということで5名、合わせて38名ということでございます。また、文小につきましては、新1年生で希望される方が8名、また、文間小につきましては、12名の新入級児童、1年生ですね、が予定されております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） それでは、私の方からお答えしたいと思います。

まず、第1点、放課後子ども教室についての現状でございますが、もう一度、放課後子ども教室についてのお話をしたいと思います。放課後子ども教室については、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境を推進するために、子供たちの安全安心な拠点、居場所づくりが求められるというふうな中で、文部科学省では放課後子ども

教室推進事業というものを創設しました。放課後等に小学校の余裕教室を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等に取り組みを実施するということになったわけでございます。また、この事業は、少子化対策として非常に重要でありまして、いわゆる先ほど説明のありました厚生労働省の放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブと一体あるいは連携した放課後子どもプランを推進するというようなことで今年度10月から実施したわけでございます。

現状なんです、1年から6年までの児童を放課後子ども教室の方は対象にしておりまして、現在のところ4名ほど入っております。ただ、学童とちょっと違ったところは、やはり勉強とか、スポーツ、それから文化活動、そういったものもやっていますので、少しふえてきているような傾向でございます。来年度も数名入りたいというような子供たちがおります。それで、そこに勉強なども、特に英語の学習なんか楽しくやっておりました。私も何度か見に訪問しているわけですが、ときには学童の子供たちも一緒に入って、一つの教室に入って勉強したり遊んだり、そういうような活動をしています。

内容等はそのようなことなんです、今後どのようにするのかというようなことで、現在、文小学校を中心に今考えておりますが、ほかの方の学校との関係のご質問がありました。これについては、今後、実行委員会等で皆さんからのご意見を聞きながら進めていくということになると思います。

それから、二つ目の学力について、これは能登議員が言われたこと、そのことでございます。私は、本当にきょう学力のテストのことだけ話しましたが、それはそれだけではないということは当然、能登議員ご指摘のとおりです。あくまでも教育は、やはり生きる力をはぐくむということで、現学習指導要領の理念であります生きる力をはぐくむということは、この理念は新しい今度、学習指導要領、3月ごろから出されまして、4年間ぐらいの程度の移行期間を経て実施となりますが、その生きる力をはぐくむということを理念として新しい学習指導要領でも引き継がれるということでございます。生きる力というのは、基礎基本を確実に身につけて、いかに社会が変化しようと、みずから学び、みずから判断する、主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、それから、みずからを律するとともに他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、そして、たくましく生きるための健康や体力など、すべてでございます。これらのすべてがもとになって、その上に学力というか、学習が成り立つものでございますので、家庭学習、それから、地域との協力も得ながら各学校の方、進めていかなければならないなと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 1番能登百合子君。

1番（能登百合子君） 学童保育の件につきましては、全部を含めてこの数だということと納得いたしました。一部PTAの方から、ちょっと、来年度なんか50人ぐらいになる

のよというお話を伺いまして、親御さんたちは自分のことで手いっぱいなんで、そういうこと、どうだろうこうだろう言っている暇もないと思うんで私がちょっとそのことを相談するんだけど、ということでお話がありましたので、50人を太子堂の小学校の1クラスに集めてやるのでは、そのこと自体が問題だろうというふうに考えたんですけども、38人ということでは、数は大分減りましたけれども、でも、やっぱり数が多いことには変わらないわけで、そういう中でいかに子供たちが楽しく時間を過ごせるか、安全に過ごせるか、これからも一生懸命努力をしていただきたいと思います。それは、学童保育の件については、それで結構です。

それから、子どもプランの件につきましては、今現在は文小ということですが、実行委員会に図って考えていきたいということで、いずれそういう希望が多ければ、またその時点で考えるというふうに考えてよろしいかと思えます。そういうことも含めて、子供たちが元気でいられるように、子供たちが幸せでいられるようにということを一番考えていただくのが学校の関係者の一番大事なところだと思いますので、今、教育長がおっしゃいましたように生きる力はこういうことであって、その上にこういうものが必要なんだ、だから、こういうふうになっているんだということをお伺いしましたので、学校現場の方にも、そういうことがしっかりと伝わるように、そして、学校と町と、それから親と、みんな協力をして子供たちが幸せになっていけるように、大人としてはしていかなくちゃいけないということを私たちも伝えていかなくちゃいけないと思っておりますので、きょうはいろいろありがとうございました。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前 11時58分休憩

午後 1時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番通告者、8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

8番（佐々木喜章君） 佐々木喜章でございます。

通告順に従いまして、総務行政について質問をさせていただきます。

一般質問を行う前に、懸案であった布川陸橋の右折レーンが今月に完成いたしました。今までは右折レーンがなかったため短区間で方向を変えなければならず、場合によっては歩道のガードレールに接触する事故も発生しておりましたが、茨城県竜ヶ崎土木事務所の努力によりやっと完成いたしました。思い起こせば、私が議員になったとき栄橋の右折レーンが完成しましたが、布川陸橋は改善されず以前そのままでした。そのため、私は早期の改善を求めましたが、なかなか聞き入れてもらえず、事故が発生して初めて対応するよう

な状況でした。あれから8年の歳月を要しましたが、地域の皆さんと協力し、一体となって推進したことによりなし得た結果でございます。

また、現在活発な議論をしている龍ヶ崎市との合併問題につきましても、平成12年第1回定例会の一般質問で、地方分権とあわせて将来の利根町のあるべき姿を前町長に質しましたが、8年前は、だれもこのようになるとは思っていなかったのではないのでしょうか。今回は、複数の議員が龍ヶ崎市との合併問題を質問しておりますので、私は、身近な部分、とりわけ利根町が単独で何年存続できるかを重点において進めていきたいと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、総務行政の平成20年度の予算編成についてお伺いいたします。

1点目の集中改革プランの公表についてはおこなっている理由を伺いつもりでしたが、この件につきましては、議会の始まる直前に広報で発表されましたので省かせていただきます。

2点目、現在の財政状況はどうなっているのでしょうか。これも集中改革プランとともに公表されておりますが、耳で聞いて理解できるように、わかりやすくご説明をお願いいたします。

3点目、平成20年度も、いろいろやらなければならない事務事業があると思いますが、重点施策は何でしょうか。

次に、利根中学校の跡地利用についてお伺いいたします。

旧利根中学校は閉鎖してから8カ月が経過いたしました。そこで、はっきりとお伺いしたいと思っておりますが、旧利根中学校の跡地利用について先般行われた住民懇談会の中で、町長は、大型店舗と場外馬券場売り場の話が来ていると発言されました。大型店舗の話は、そのときに初めて伺った次第ですが、まず、町としては、この二つの企業からの話について、跡地を売却という方向で考えているのか、あるいは賃貸契約での利用と考えているのかということをお伺いいたします。

企業に売却ということになれば、既存の校舎を解体、撤去、更地にしてから売却することになるだろうと心配されるわけですが、工事にかかる費用も莫大な金額になると思われまます。町が解体をするとしたら、この費用はどうやって捻出する考えなのか、幾らぐらいかかるのか、また、あの土地を売却した場合に幾らぐらいの収入があるのかお伺いいたします。

さらに、二つの企業からのお話の内容をこの席でお知らせいただきたいと思います。内容というのは、それぞれの企業の経営に関して、利根町としてどこがメリットで、デメリットがあるとすればどのようなことがデメリットであるか、その辺も含めてお聞かせ願います。そして、それぞれの企業が利根中学校跡地に業務を展開させたと仮定して、利根町にどれぐらいの歳入があると試算されているのかをお伺いいたします。

次に、地域防災計画についてお伺いいたします。

まず、1点目、旧利根中学校はフレッシュタウンを含めた布川地区の避難場所となっておりますが、現在は閉鎖されており、だれも入ってはいけない状況になっておりますので、地域防災計画が変更されているのかどうか、また、変更されていないとすれば、いつ変更されるのでしょうか。

2点目、平成20年度に布川小学校と東文間小学校がそれぞれ統合されますが、各地域の避難場所はどのようなのでしょうか。

次に、地域の道路計画についてお伺いたします。

千葉県側になりますが、千葉県我孫子市先の利根川沿いを千葉柏道路、これは国道16号線のバイパスと位置づけられた道路と聞いておりますが、この道路が通過する計画があると聞きました。もしもこのような高規格の道路がこの近くを通過するようになれば、旧利根中学校の跡地に何が来るか、施設によってはさらに大きな経済効果が生まれるのではないのでしょうか。町長は、この計画についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

以上、総務行政の4項目、合計7点につきまして、町長、担当課長のご答弁をお聞かせください。企業の二つの話は、担当課長の方から結構でございます。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

まず、平成20年度の予算編成についての現在の財政状況でございますが、平成19年度の予算におきましては、自主財源である町税が税源移譲によりまして税収が見込まれましたが、一方、税源移譲に伴い、所得贈与税、普通交付税等が大幅に減収し、町税の増収に結びつかず、その結果、一般財源総額では歳入減となりました。集中改革プランや財政健全化プランによる歳出削減を図っても財源不足は解消できずに、財政調整基金などを取り崩して予算編成をしたものであります。

平成20年度の予算編成におきましては、町税が平成19年度より納税者の減少や地価下落による減収する見込みであり、さらに、普通交付税や臨時財政対策債なども削減される見込みでありますので、一般財源の確保は非常に厳しい状況であります。一方、歳出面では、少子高齢化の進展に伴う恒久的な扶助費の伸び等による義務的経費が増加見込みであり、また、各特別会計への繰出金や塵芥処理組合負担金、稲敷広域事務組合負担金などの補助費等も多額となっておりますので、今年度と同様に財源不足は解消できずに、財政調整基金及び特定目的基金の取り崩しによる歳入確保をしなければ予算編成はできない状況であります。

このように当町の財政状況は、財政調整基金及び特定目的基金の取り崩しによる歳入確保により予算編成してきたものでありますので、基金残高は年々減少してきております。その結果、財政健全化プランでお示しいたしました普通会計財政収支見通しのとおり、平

成21年度は財政調整基金を繰り入れても財源不足を解消することはできず、特定目的基金の事業を見直し、基金を活用しなければ予算編成ができない危機的状況にあります。ですから、今後、徹底した内部管理経費の削減はもとより、町民サービスの事業の見直しなどで経費の削減をするなど、さらなる歳出の削減に取り組むとともに、活用策の見出せない町有地の売却を含めた検討や受益者負担の適正化など、新たな歳入の確保に取り組み、基金の取り崩しを最小限にし、限られた財源で効率的効果的な事業の執行をして財政の健全化へ取り組んでいかなければならない、そういう状況であります。

次に、平成20年度の重点施策は何かということですが、現在、予算編成につきましては、12月6日で各担当課からの予算要求が終わりました。今期定例会の終了後に、各課からの説明と事情の聴取を予定しております。その作業と並行して5カ年の事務事業の実施計画の見直し作業を行っていくことになっております。このような状況でございますので確定はしていませんが、重点施策の候補として申し上げれば、健康保持増進のための生活習慣病予防事業、国及び茨城県との共同で行うスーパー堤防整備事業、交通弱者の町民の交通手段の確保と小学生の通学手段の確保のためのデマンド型タクシー運行事業、及び、防火水槽給水装置設置事業などがあります。

次に、利根中学校跡地利用の件についてでございますが、現在進めております町振興計画の第3期基本計画の原案作成の際に、町民の皆様方から旧利根中学校の跡地の利用についてご提言をいただきました。この提言の主な理由の事項を幾つか申し上げますと、生涯学習施設あるいは福祉施設、教育施設などの活用のご提言がございました。そのほか、具体的な意見以外に、町の活性化につながるように配慮し、歳入の確保を図れるような利用を目標にして活用方法を検討したらというようなご提言もございました。また、旧利根中学校跡地の利用につきましては、基本計画の説明のための地区懇談会の開催の際に、これまで跡地利用の提案のありました大規模商業施設の出店のお話と、11月2日に提案を受けました場外馬券場売り場の設置のお話を報告させていただいた次第でございます。そして、地区懇談会に参加された町民の皆さん方に、会場において基本計画に対する提言シートを配布いたしまして、基本計画で説明いたしました町有財産の有効利用を含めたあらゆる事項について、改めてご提言をいただくようお願いしたとこととでございます。そのようなこととでございますので、町民の皆様方のご意見などをお聞きしながら、町の活性化につながるような活用の方向性を慎重に選定していきたいと考えております。

それから、二つの企業が来ていることについて、売却するのか、貸すのかというような歳入の面での質問がございましたが、これについてはまだ決めておりません。町民からの意見を待ってと再三申し上げておりますように、多方面からの意見を聞いた上で決定していきたいと思っております。

それから、二つの企業の内容についてのデメリット、メリットについては、まだ細かいチェックはしていませんけれども、今お尋ねの売ったら、売却したらどのぐらいか、あ

るいは、これは費用というか、中学校を壊した費用かと思うんですが、そういった費用がどのくらいかかるかという件については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

次に、地域防災計画についてでございます。

地域防災計画の中で指定避難所となっている旧利根中学校跡地の変更でございますが、現在のところ跡地利用計画が決定されておりませんので、決定され次第、利根町防災会議を召集いたしまして指定避難所の変更を行います。しかしながら、跡地利用計画で既存の施設を利用する場合や、災害時に避難所として使用できるような施設を建築する場合には、事業主との協議の中で、引き続き避難所として使用できるよう要請したいと考えております。

それから、2点目の布川小学校と東文間小学校につきましても、同様に跡地利用計画が決定されておりませんが、引き続き避難所として利用できるか検討してまいりたいと考えております。

最後に、地域の道路計画ということで、千葉県我孫子市先の利根川沿いに千葉柏道路が通過する計画があると聞いているとのことでございますけれども、確かに私も計画があるのは聞き及んでおります。この計画は、まだ具体化されておりません。しかし、国道16号線の渋滞解消のための16号バイパスということで協議されているようでございます。当初、国道16号線の渋滞解消を目的といたしまして、新たな道路計画ということで、平成13年に知識人による3ルートが検討され、一つは、利根川沿いの道路、二つ目は、手賀沼の道路、三つ目は、新たな道路計画はしないということですが、現在、一つ目の利根川沿いルートを具体的に検討するというので、国、県または沿線市町村で協議検討がなされていると伺っております。このルートにつきましては、現在、幅員3キロメートルという未確定的色づけで検討されておりますので、位置と申しますか、概ねの位置が示されるのは1年後、来年あたりとのことではありますが、町といたしましては、できるだけ利根町に近いところでのルート設定を望むところでありまして、我孫子市さんにもその旨はお話をしている経緯がございます。

また、質問の中で触れております跡地利用にも大いに影響するというようなことございまして、確かにそのとおりでございます。そういったことで、今後このルートの協議委員の中には、取手市、それから茨城県も、検討委員会と申しますか、ちょっと名前わかりませんが、そういった協議の中に加わって、このルートが決定されるというようなことでお聞きしているところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、利根中学校の校舎の解体の費用というようなご質問があったと思うんですが、詳しく積算はしておりませんので幾らというよう

なことは申し上げられませんが、数億円かかるのではないかと考えております。産業廃棄物等の処理等がございますので、数億円の金額がかかるのではないかと考えております。

それと、売却の値段につきましても、不動産鑑定等にかけてはございませんので、金額については申し上げられません。

もう一つ、貸した場合ということがあると思うんですけれども、貸す場合は、ご承知のとおり利根町に条例がございますので、その決まりでいきますと評価額の、土地ですと100分の4というような決まりになってございまして、下の第2グラウンドが評価額で約2億3,000万円、上のグラウンドが4億3,000万円ということですので、合わせて6億6,000万円程度の4%ということでございまして、2,600万円程度が予想されるのかなと思います。

以上でよろしいでしょうか。

メリット、デメリットですけれども、商業地域あるいは場外馬券場売り場等による共通的なメリットといいますと、先ほど申し上げました使用料、あるいは、別に取り壊して建物を建てた場合であれば、固定資産税などの収入が見込めるものと思います。デメリットでございますが、昨日、一般質問の中でもあったと思うんですけれども、交通渋滞あるいはごみ問題などがデメリットになるのかなと、このように考えております。

説明といたしますか、提案するという形では、出してもらったものを言いましたけれども、それが果たしてそのようなのかどうかというのは、また、はっきりわかりませんので、確実なところをただいま申し上げた次第でございます。

議長（岩佐康三君） 8番佐々木喜章君。

8番（佐々木喜章君） ただいま、町長、担当課長から、総務行政の質問に対するご答弁をいただいたわけですが、再質問をさせていただきます。

まず、地域の道路計画につきましては、先ほども言いましたが、この利根町にとって非常に経済効果のある道路だと思います。現段階では、まだ素案の段階ですが、この計画が進むと千葉竜ヶ崎線や栄橋のさらなる整備が見込めるし、強いては栄橋の慢性的な渋滞が一気に解消されるのではないのでしょうか。近くに高規格道路が整備されることによって大きな経済効果が生まれると考えております。そのためにも、井原町長には関係機関への働きかけをお願いいたします。

次に、平成20年度の予算編成に関連して質問した集中改革プランの公表につきましては、先日公表されましたが、これとは別に利根町財政健全化プランが平成18年6月に策定されております。財政健全化プランと集中改革プランの関連がどうしてもわかりずらくなっており、実質はどうであったのか、どちらを基準にして企画するのか、再度お伺いいたします。

次に、先ほど説明のあった財政状況ですと、平成20年度の予算編成は非常に難しいのではないのでしょうか。経常経費に充ててしまうと、政策、つまり事業はできないのではない

でしょうか。来年度の重点施策を実施することは可能でしょうか。具体的にお答え願います。

次に、利根中学校の跡地利用については、地域防災計画と関連しておりますが、だれがどのように利用するかによって避難場所となり得るかが決まると思います。場合によっては、避難場所として利用できないこともあるのではないのでしょうか。そういうことも含めて、先ほどの跡地利用に関してですが、二つの企業が利根町にもたらしめてくれるであろう影響を総合的に判断し、私は個人的には、場外馬券場売り場の誘致を前向きに推進することが利根町の現在の状況はもちろん、将来にも希望が持てるまちづくりに有効であると考えます。

場外馬券場売り場という、その名前だけで変な先入観を持たれる方も大勢いらっしゃるということは十分承知しております。町としても、はっきり言いにくいということもわかりますが、私も、既に導入されている地域を見学させていただき、企業の方との話し合いの中で聞いてきたことを申し上げますが、こちらは町との賃貸契約で、道路の整備や安全警備を初めとし、開場期間は、龍ヶ崎や布佐、藤代までの間を無料で住民が使用してもよいバスの運行がされるということ、また、避難場所としての利用はもちろん、場所的にも、利根町の農家の人がつくった作物や住民がつくった手づくり品などを販売する道の駅のような使い方もできるであろうということ、そのほかにも、近隣の主婦の方たちに昼食をとってもらったり、託児所等の複合施設としての利用についても提案がありました。何といっても見逃せないのは、賃貸料金のほかに、町へは年間約5,000万円程度、周辺地域へは50万円程度のお金をいただけるということです。また、お祭りなどのイベントも行われるという細部にまでも行き届いた説明を伺い、避難場所についての不満も解消され、その上、交通にも利便性を見出すことができ、さらに歳入確保ができる。町の活性化のためには、私は個人的に、今の利根町に願ってもないすばらしいお話だと痛感しております。この多くのメリットについては、町民に広く知らせていただきたいと思います。

町長も、きのうの答弁の中で、何がなんでも跡地利用をして歳入確保につなげると言っておられました。いずれにしても利根町の将来を見つめ、町の増収、交通の問題、住民雇用、町の負担など、総合的に判断し、すぐにでも決断をすべき時期になっていることは確かです。ごみ袋が1枚360円もかかり、健康保険税率もアップしなければやっていけないという現実が見えてきた今、真剣に歳入確保に向けて努力が必要です。ですから、うやむやにせず、今回ばかりははっきりと、町長及び町執行部の考えをお聞きしたいと思います。我々が視察してきた地域の場外馬券場売り場は、周辺もきれいに整備され、そこに住む人が不安を抱えるような材料は、どこにも見当たりませんでした。むしろ好環境が保たれているという感じさえ受けました。利根町として、将来この町を担う人たちに借金を残さないためにも、全力で推進すべきお話であると実感しております。

また、地域防災計画についてですが、この地域防災計画は国から策定するよう決められ

たものであり、変更が生じたら速やかに修正し、町民にも周知しなければなりません。災害はいつ起こるかわかりませんが、近い将来、必ず起きるといわれております。そこで、再度、地域の防災計画について質問をいたします。旧利根中学校、布川小学校及び東文間小学校は、地域防災計画の避難場所となっていると思いますが、仮にこれらの施設がなくなった場合、町民はどこに避難をすればよいのでしょうか。その辺は、はっきり決めていただかないと私たちは非常に不安であります、いつ災害が起きるかわかりませんから。

以上4点につきまして、町長、担当課長のご答弁をお聞かせいただきたいと思います。
議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

地域の道路計画、これは対岸のお話でございますけれども、その道路計画と町の振興策、非常に密着しているということでのご指摘ございました。まことにそのとおりでございます、ですから、先ほどもお話いたしましたように県の方でも、何ていいますか、県職がこの会議の中に入りまして、一緒になってこの計画をつくっていくというような話を伺っておるところでございます。利根町といいますか、茨城県側は取手市と茨城県、千葉県側は、野田、柏、我孫子、印西、白井、八千代、それから国と、また千葉県というような大変大勢の中での審議だろうと思っておりますけれども、そのルートが利根川寄りに寄ったというようなことで、これは利根町のみならず、茨城県でもほっておけないというようなことで県も乗り出したというようなことでございますので、利根町のみならず茨城県でも今、力を入れているというようなことでございますので、私どもも、このルートについては非常に興味を持っているところでございます。そういったことで県の方にもお話をし、また、我孫子市の方にも、歴史的にも大変深いかかわりのある我孫子市と利根町でございますので、その辺の情報を早目にお互いに交換いたしまして、お互いにその経済効果が、あるいは市と町が発展するようなその位置といいますかね、位置の決定を目指して頑張っていきたいと思っておるところでございます。

それから、わかりにくいという財政健全化プランと集中改革プランについては、担当課長の方から説明をさせます。

それから、20年度予算の編成の財源のお話でございますけれども、議員ご指摘のように大変難しい予算編成になるだろうと思っております。そういった中で、今まで行政改革等を進めながら少しずつ財源を見出して今日までやってきたわけでございますけれども、これ以上は、行革を進めようにも進めないという状態にも陥るのも間近でございますので、今後は、大変申しわけございませんけれども、歳出を切り詰めた後には、やはり歳入の確保を図っていかなければなりませんので、きのうから出ています塵芥処理等の分担金の問題、その財源の手当、要するにごみ料金等、あるいはまた、なかなか進まない公共下水道等の料金、下水道料金等、そのほかの財源ですね、税金についても、もう一度見直して、

いただくものはいただくというようなことで、内部で今検討をしているところでございます。

それから、最後の跡地利用の件での防災でございますけれども、これは貸しても売っても、跡地というのは地域にとりましては大変重要な避難場所となっているところでございますので、どなたが利用しても、その避難場所の利用については協議をさせていただくというふうに今考えておるところでございます。

いろいろ先ほどの高木議員の反対の馬券の売り場の話なんですけれども、反対賛成、まさに馬券売り場を誘致するというようなこととお話をさせていただいているわけではございませんけれども、既に熱を帯びてまいりました。再三申し上げておりますように町民の皆様方に広く周知してございますので、この意見を待って、議員の皆様方とも本当に腹を割って議論をしながら決定させていただくという方向で今考えているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

利根町集中改革プランと財政健全化プランでございますけれども、利根町集中改革プランにつきましては、計画期間が平成17年度から21年度までの5カ年間の行政改革の具体的な施策をまとめたものでございまして、水道事業を除くすべての会計の実績推計等を取りまとめたものでございます。一方、利根町財政健全化プランにつきましては、計画期間が平成18年度から平成22年度までの5カ年間でございまして、利根町集中改革プランに基づき、歳入歳出面について性質別項目に分類をいたしまして、普通会計、これは一般会計と霊園会計になるんですけれども、それらにおける具体的な方策と目標効果額を示したものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 8番佐々木喜章君。

8番（佐々木喜章君） 町長初め、担当課長から説明をいただきました。

今の集中改革プランと財政健全化プラン、余り納得できません。もう一度、答弁願います。

私が今回質問した総務行政の平成20年度の予算編成、利根中学校の跡地利用問題、地域防災計画、地域の道路計画等は、町民に身近にかかわってくる大切な問題です。町執行部から町民に対して周知徹底をいつも心がけていただきたいと思います。

2日間、きのうからの町長の答弁で自分が感じたことは、跡地利用に関しては、特に何がなんでも跡地利用は歳入の確保につなげる、また、それができない場合は歳出削減し増税するしかないんだという答えもあったと思います。本当に大変な時期です。前回、私が質問した滞納者に対する徴収強化の件ですが、この件につきましても、11月10日の新聞に、

平成18年度ですが、茨城県内の徴収率上位4番目にランクされた記事が掲載されておりました。少しでも徴収率を上げるよう、引き続き、さらなる努力をお願いします。

先ほどの集中改革プランと財政のプランに対しての答弁と、いま一度、20年度のどういうふうに通長がやっていくのか、お聞きして私の質問を終わらせたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 通長井原正光君。

〔通長井原正光君登壇〕

通長（井原正光君） お答えをいたします。

財政健全化プラン等につきましては、担当課の課長から説明させます。

先ほどから申し上げましているように20年度の予算もそうなんですけれども、今後の通の財政を考えた場合には、やはり恒久的な収入を得ることは、これは絶対必要でございます。そういう面で、この跡地利用というのは今後の通財政の生命線であると、先ほど申し上げましたとおりでございますので、これがうまくいかない場合は、歳出の削減ばかりでは追いつきませんので、今申し上げましたように増税をも考えていかなければならないというようなことで、慎重に検討していくということになると思います。

20年度予算と絡めて今ちょっと申し上げたとおりでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 利根町集中改革プランと財政健全化プランについてというようなことでございますけれども、先ほど申し上げたとおりでございますが、集中改革プランにつきましては、さまざまな、先ほど施策をまとめたものであると申し上げましたけれども、例えば人件費の削減であれば、具体的なその数値目標を挙げて、その歳出の削減というようなことで、平成17年から21年までどのように取り組んでいくのかというような具体的なものをまとめたものでございます。財政健全化計画につきましては、その集中改革プランの具体的な実績等を反映させながら、それらを性質別等に区分いたしまして、平成18年度から22年度までの普通会計の財政収支見通しを示したものでございまして、平成22年度、最終的な年度末の基金残高見込額を10億4,400万円というような推計を立てまして、毎年毎年その目標が達成できるように取り組んでいくというような財政収支見通しの推計計画でございます。そのようなことでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質問が終わりました。

11番通告者、12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 12番飯田 勲です。

私、3点ほど伺います。

質問に入る前に、一般質問通告書、最後のページの12ページ、最上段のところで誤字がありますので、訂正させていただきます。最上段の「建設促進を協力的に」という「協」という字を「強」という字に改めていただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1点目、立木地区の家庭排水についてであります。立木の寺内地区は、高台の上に道路が狭小で道路排水用の施設もなく、また、公共下水道も整備されていません。そのために家庭排水の処理ができず、日常生活に支障を来しているところであり、家庭排水が効率的に処理できるよう早急な改善を望むが、町の考えはいかがか考えをお聞きします。

2点目、押戸地区の道路について。押戸集落の北側に県道羽根野立崎線が昭和56年ごろに開通したわけであり、この道路の開通によりまして大変便利になったのは言うまでもありませんが、しかし、集落からこの県道に出るには一部農道を利用しなければなりません、この道路は曲がっている上に非常に狭く危険な状況です。特に、町道1211号線と1278号線は、利用車両も多く、安全に通行できるよう拡幅等の整備を望むが、町の考えをお伺いします。

3点目ですが、3点目は、県道美浦栄線（若草大橋以北）の建設促進についてであります。この件については県の事業で、町に質問するのも少々ためらうところがあるんですが、自動車専用道路及び国道建設には、県や地元自治体が積極的に要望しているし、県道建設には、どこでも地元自治体が一生懸命建設促進運動を展開しているところであり、こうした事実にかんがみ質問をいたすところであり、

若草大橋は、昨年4月に開通して1年8カ月余になります。この橋は栄橋渋滞の緩和を第一にして、平成元年、先人たちが第二栄橋架橋促進期成同盟会を発足させ、一日でも早い完成を願い、茨城県や国の関係機関へ毎年強力に運動してきたと伺っています。こうした努力が実りまして期成同盟会発足17年で供用開始になったわけです。このような巨大プロジェクトが17年という短期間で完成したということは、やはりその架橋の大切さと先人たちの熱心な運動のおかげではなかったかなと、そんなふうに感じるところでございます。私たち町民にとりましては、栄橋渋滞の緩和、経済効果の増大等に大きな期待を寄せ、開通をお祝いしたわけです。

しかしながら、橋と取り付け道路の1.7キロが供用されただけで、今もってバイパスの延伸がなされておりません。当初、つまり平成7年に架橋位置が公表されたときには、県道竜ヶ崎潮来線まで建設すると伺っておりました。しかし、その後、県の都合というか、事情もあって変更されたことでしょうか、ともかく利根町としても茨城県としても重要な道路でしょうから、一日も早い延伸を考えていると思うし、町民だれもが望んでいるのではないかなと、そんなふう思うところであり、

今この県道取手東線以北の予定地は、雑草に覆われて空き地となっておるわけでございます。県の竜ヶ崎土木事務所に伺いますと、その道路用地の地盤改良ですか、そういうの

は行っておると言っておりますが、私から見た場合には、ほとんど建設はやっていないんじゃないかなと、そんなふうに感じるところであります。

そこで、次の3点を質問します。美浦栄線の建設が休止状態ですが、その原因はどこにあるのですか。2点目、町は茨城県にどのような建設促進運動及び要望をしていますか。3点目、今後の建設スケジュールはどのようになっていますか、をお伺いいたします。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、飯田議員の質問にお答えをいたします。

まず、立木地区の家庭排水についてでございます。

確かに寺内地区内につきましては、下水道は整備されておりません。また、現在、下水道整備の予定は組んでおりませんので、今後いつ下水道を整備するということは申し上げることはできない状況でございます。道路排水用の設備もなくといいますのは、家庭排水を流すためのU字溝がないということかと思いますが、基本的には、道路のU字溝は道路に降った雨水を流すための施設でございますので、家庭排水を流すためにU字溝を設置するということはできないのが現状でございます。議員ご指摘のところは、U字溝は敷設されておりませんが、道路の片側にL型側溝が敷設されておりまして、また、このL型側溝のない部分につきましては、地元からの要望もありまして、雨水の集水枥を設置いたしまして対応させていただいているところでございます。

家庭排水を効率的に処理するためには、やはり一番は下水道でございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在、財政上の問題が一番大きいわけございまして、今すぐに整備するということはできませんので、また、合併浄化槽を設置されていないご家庭であれば、合併浄化槽の町の補助制度を活用していただきまして、その上で蒸発散槽等を設置していただくなどの方法があるかと考えております。

それから、この道路は議員が言われるように大変狭いです。2メートル50から2メートル80程度しかありません。ですから、何らかの工事をするにいたしましても、大型の重機が入らないということで難工事になるわけでございますので、今後、地元からの協力といえますか、用地の提供等を地元等で検討いただけるということであれば、町といたしましても前向きに検討させていただく考えでございます。

2番目の押戸地区の道路についてでございますが、この押戸地区集落内から県道立崎羽根野線に出る道路といたしましては12路線ございまして、そのうちの10路線は、議員がご指摘されているような道路形態となっております。有効幅員が2メートル30から2メートル50程度となっております。この中の2路線を拡幅してほしいとのことですが、町道1211号線につきましては、民有地であります建物等が障害になっているように考えられますことから、現時点では、用地買収をして拡幅するということは、町の財政上困難な

状況であります。また、町道1278号につきましては、道路のわきに農業用排水路がありませんことから、現状では拡幅には無理があります。この用排水路は土水路となっておりますので、水路管理者であります豊田新利根土地改良区において改修計画があれば、その時点で検討させていただきたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3番目の美浦栄線の建設促進についての1点目の美浦栄線の建設が休止状態にあることのご指摘でございますが、利根町部分については一部盛土工事を行い、盛土の圧密による軟弱地盤を沈下させているところでもあります。また、新利根川以北につきましては、工事を先行できる部分について、本年度においても、地盤改良、側道の整備、また、水路のつけかえ等を実施されております。工事が着手されない部分につきましては、用地取得が完了していない関係でおくれているというように伺っております。

2点目の町は県にどのような建設促進運動または要望をしているかとのことでございますが、茨城県が千葉茨城道路と位置づけをしておりますので、この美浦栄線バイパスを含めた路線の沿線市町村で構成されております議員ご指摘の霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟会の中で位置づけをしていただきまして、毎年、茨城県知事を初めとする関係部署への要望活動を実施しているところでございます。

3点目の今後のスケジュールということでございますけれども、まだ用地取得の完了していない箇所が10件ほどあるということで、いつまでにという回答はできないとのことあります。用地取得が完了次第、随時工事を進めるということ土木事務所から伺っているところでございます。この美浦栄線の道路は、大変、利根町の発展のためにも大変重要な道路でございますので、ただ単に、人、物、情報が利根町を通過するんじゃなくて、そういう人、物、情報が利根町にいかにか、何ていいますか、おりてくるかというか、落ちてくるかといいますか、そういうことでこの町の発展が促進されればなということ考えているところでございます。どうぞご協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 12番飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） それでは、ただいま町長から答弁をいただいたわけでございますが、まず、第1点目の立木地区の家庭排水、道路のU字溝については道路の排水であると、私も重々わかっております。私は、そのためにこの質問をしたときはU字溝という言葉は使っておりません。しかしながら、ただいま町長も断っておりましたが、原則的というか、あくまでもこれは道路の排水なんだと。しかしながら、私は、この利根町全域というか、旧来からの集落では、やはり道路の排水を利用しているのが大部分ではないかなと、特に下水道の整備されていないところは、そういう状況が多々見受けられるのではないかなと、そんなふう感じております。

昔から、水の消費と紙の消費は文化のバロメーターといわれてきております。近年になってようやく、そういうものは、消費はやはり美德ではないんだということがだんだん浸透してきましたが、水の使用というのは年々ふえているのではないかなと、そんなふう

感じております。ただいま町長が言われたように合併浄化槽で、あとは発散装置とか、という答弁でしたが、それには莫大なお金もかかるわけですので。もちろん合併浄化槽は、これは当然つけなければならぬかとは思いますが、それに付随した発散装置となると、これはなかなか大変ではないかなと、一般家庭で取りつけるのは難しいのではないかなと思います。せめて合併浄化槽の排水ができるようなものが、そういう排水ができる施設、設備ですか、そういうのをやはり整える必要があるのではないかなと思います。やはり利根町の町民であるし、町民であるならばやはり整合性とか、そういうものの観点からも必要なのではないかなと感じておるところでございますので、もう一度、その辺、答弁をお願いします。

また、押戸地区の道路についてですが、この1211号線と1278号線は押戸の、何ていうのかな、あのバイパス沿いの集落からじゃなくて、その中の地区からの人が利用するのでほかの農道よりも通行量が多いわけですので。この2路線、全部では、七、八路線あるかと思いますが、とりわけこの2路線に関しては通行量が多いと。それで、今、町長の答弁にありましたように昔の農道ですから、のりじりで、つくった当時で2メートル70センチぐらい、有効幅員は2メートル40センチとか2メートル30センチぐらいかと思います。その上に、また、曲がっているということで、昼間ならともかくも夜には非常に危険な状態だということでございます。まして、わきが、先ほども町長が話したように土地改良の水路が走っているということで、車が落ちたらなかなか上がることができないというような状況であるし、また、けがもするのではないかなと、そんなふうに感じるところでございます。

私は、宅地の方まで拡幅していただきたいと言っているわけではございません。せめて農道のところを土地改良区と相談しながら改善をしていただければなど、あくまでも水路は土地改良区の管轄かと思っておりますので、その辺、やはり改良区と行政で話し合いながら、より便利な、より快適な道路づくりに励んでいただきたいなど、そんなふうに感ずるところでございます。この辺、町長でも担当課長でもよろしいですから、再度答弁をお願いします。

県道美浦栄線ですが、私も土木事務所へ伺いまして、地盤改良をしていると、休んでいるわけではないんだというようなことでございます。確かに盛土をして地盤改良をやっているというのは私も見受けておりますが、やはり一日でも早い道路が建設されて供用できるようにしていただきたいと念願するところであります。

ただいま町長の答弁の中で促進運動をどのように要望しているのかという件に関しまして、霞ヶ浦二橋というような話をされておりますが、この霞ヶ浦二橋に関しましては、昨年、18年の12月定例会、ちょうど1年前ですね。そのときにも、議員の質問に対して答弁をされております。この答弁を聞きますと、平成7年に若草大橋の位置が決定され、翌年の平成8年に発足しておりますけれども、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟会がございまして。

要するに、平成8年に霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟会が結成されているわけでございます。利根町から小美玉市まで、近隣11市町村で構成されております。この会は、霞ヶ浦を横断する二つの建設及び千葉茨城道路等の関連する主要道路の整備を促進することを主な目的としております。この同盟会は、本年4月に開通しました若草大橋をこの千葉茨城道路として位置づけをし、先ほど申し上げました百里飛行場までの整備促進を付近をお願いしているところでございます。この中で、当日、残念ながら知事が不在でございましたけれども、角田副知事にお会いいたしまして、千葉茨城道路に関するグランドデザインとして持っているが、霞ヶ浦にかける二橋だけで約750億円、総事業費で約1,000億円以上かかるので難しいというような考えを持っているようです。しかし、この美浦栄線バイパスにつきましては、竜ヶ崎阿見線バイパスと順次整備を行っているとの回答をいただいているところでございます。いずれにいたしましても、美浦栄線バイパスの整備につきましては、今後も、引き続き同盟会の中で構成市町村との連携をとりながら、早期完成を目指して活動していきたいと思っておりますというような答弁がありました。

また、19年3月の定例会でも、この議員の質問に対して答弁があります。まず、若草大橋の件ですけれども、買収が9割近くいっていると。ですから、この沼地の問題と申しますか、共有地の問題が解決すればすぐ供用開始できるのではないかと、通行できるのではないかとのお話かと思っておりますけれども、まず、道路が解決しても新利根川に橋をかけなければなりませんので、あの事業も結構かかると思うのです。ということは、要するに新利根川にかける橋が結構時間がかかるのではないかとということです。それに合わせて開通させれば、私はいいいのではないかと。ですから、少し時間はあると思っておりますので、部分ではなく408号まで一気に開通できればいいなと思っておりますので、私もその辺について努力していきたいと思っております。という二つの答弁があるわけでございますが、この二つとも、非常に美浦栄線バイパス建設に対して焦点をぼかしているのではないかなと、そんなふう思うところでございます。

というのは、私たち利根町民にとりましては非常に経済効果の高い道路ですから、1メートルでも2メートルでも先へ延伸させるということが一番大切な心構えではないかなと、そんなふう感じるところでございます。要するに、とりあえず県道竜ヶ崎潮来線までの5.3キロの建設促進を重点的に要望をすべきではないでしょうか。どこの自治体でも道路建設については、一刻でも早く、少しでも長く、一生懸命要望していると考えられるわけでございます。この美浦栄線についても、近隣の河内町あるいは龍ヶ崎市と連携をとり、一日も早く県道竜ヶ崎潮来線までの供用開始を運動していかなければならないのではないかと、そんなふう思うところでございます。今までの要望というのか、この答弁を見ますと、要望、これといった具体的な要望ではなく非常にグローバルな、雲をつかむというか、夢をつかむような、霞ヶ浦二橋、そして茨城空港までと、あるいはまた、国道408号線、要するに正直の信号付近までだと思っておりますが、そこ、同時開通させた方がよいと、今もそう

いう考えを持っているのか。そしてまた、今、私が申し上げましたように近隣の河内町、龍ヶ崎市長あたりと一緒に、とりあえず竜ヶ崎潮来線まで一刻も早く供用開始できるように要望をしていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、以前の答弁で少しわからないところがあるので、確認をしたいと思います。19年3月の定例会の一般質問で、ある議員の質問に対してこのように答弁しているんですね。利根町も構成市町村となっております霞ヶ浦二橋建設期成同盟会があります。この中で昨年8月8日に私も出席いたしました。茨城県知事を初め、関係部署に出向きまして、この美浦栄線バイパスの早期完成をお願いしているところでございます。また、ことしに入りまして2月7日に、要するにことしの2月7日ですよね。竜ヶ崎土木事務所の所長のところに伺いまして、ここから大事なんですが、美浦栄線バイパスにつきましては法的な手続を含めて事業を進めていただければということで早期完成をお願いしているところがございます。この法的手続を含めて事業を進めていただければということというんですが、この法的手続は、茨城県で法的手続するのか、その辺、この文言からすると茨城県が法的手続をするようなことに私は理解するんですが、そうすると、県が土地収用法を適用するのを町長が待っているのかと、私はそんなふうにこの文言からすると理解しているんですが、もしそうだとしたら、この問題解決としては間違っているのではないかと。どうしても話し合いがつかない場合はいたし方ないが、やはり話し合いで、円満な形で解決するのが一番よいのではないかなと、そんなふうにこの文言から感じるわけですが、要するに私も、一つの建設が一時的ではございましょうがストップしているということは、土地の問題があるのではないかなと。龍ヶ崎地区のところでは約8筆ぐらいあるというふうに伺っております。利根町で2筆ですね。これは、きのう高橋議員からの質問にもありましたが、要するに惣新田の4名と利根町の共有地がネックになっていて、そここのところがまだ買収ができないと。利根町ではその2筆ですね。もう1カ所の2筆が買収できなくて、私は、建設が一時休止状態みたいになっているのではないかなと、そんなふうに感じております。

土木の話によりますと、橋以外の道路建設で今まで約53億円ぐらいの巨費を投じているという話を伺いました。やはりお金のかかる建設でございますから、そうそう県でもなかなか重い腰を上げるのは骨折れると思います。やはり町長みずから先頭に立って促進運動を進めていかなければ、この道路の建設は、延伸は難しいのではないかなと思いますが、町長のこれからのこの道路建設に対する取り組み姿勢というんですか、そういうものをお聞かせいただきたいなと、そんなふうに感ずるところでございます。また、細かい点につきましては、担当課長、答弁できればお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） まず、立木のU字溝といいますか、家庭内排水の件でございますけれども、先ほども申し上げましたように地元の協力があれば、ある程度前に進むのでは

ないかと思っております。町で用地を買収しながら道路をつくる、あるいはU字溝を敷設するというようなことはできませんので、これは、市街化区域の中の布川台等におきましても、今、土地下がっているといったら地権者に失礼かもしれませんが、大分高いときから寄附をいただきながらU字溝の設置をしているというようなこともございますので、立木地区につきましても、ひとつ、自分の住んでいるところは自分たちでその環境をよくするという意味で、ご協力いただければと思います。

また、合併浄化槽の設置につきましても、まだはっきりは、今、県議会も開催中で言えませんけれども、環境税が通りますと、その合併浄化槽の個人負担分が大分軽減されるというようなこともございますので、それらを利用した中で、この合併浄化槽の促進が図られていくのかなというふうに期待をしているところでございます。

それから、前後になりますけれども、美浦栄線につきましても最近の県の状況というか、考え方につきましては、担当課長の方から話をさせたいと思いますが、この霞ヶ浦二橋の建設促進、これは毎年要望を行っておりますけれども、県知事は大変難しいなど。要するに、道路の部分じゃなくて橋梁の部分、二橋の部分、大分お金がかかるんでというようなお話で、迂回をさせたらどうだというような、ちょっとちらっとこぼしたこともあるんで、そういう迂回じゃなくて、ぜひともストレートにというようなことでお話をさせていただいているところでございます。

それから、利根町内の美浦栄線の延伸につきましては、土木の所長の方には早急にやっていただくように、また、県知事の方にも早急にひとつ予算化をとということで、問題点になっていけば、それは強制でもいたし方ないんじゃないのというようなことでお話した経緯が、この議会の場で恐らく申し上げたかと思えます。

それから、押戸の路線でございますが、農道の部分が大部分な、農道の部分だけでも拡幅をとということで、改良区と協議してやっていただけないかというようなご質問でございますので、これは早速、改良区と協議をいたしましてお話をさせていただきます。ただ、議員ご承知のように、この1211号線と1278号線、これは旧立崎羽根野線上ですね。それを南と北といいますか、西と東といいますか、それを横断する道路かと思えますね。そういったことで、利用価値があるよというようなことでのご指摘かと思えます。今度、その北側の方について、今、土地改良事業がやろうとしています。そういうことも含めまして、今度は大型機械等が、大型農機具ですね。が通過するというふうになると、どうしてもこれは必要不可欠な道路ということになりますので、ひとつ町でも検討していきたいと思えます。また、できれば改良区というか、土地改良事業の区域に入れていただければよりスムーズに、あるいはまた、町負担も少しは軽減されるのかなというようなことも考えていますので、ひとつ地元の方とその辺も含めてご協議をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、私の方から町長の答弁と重複する部分があるかと思えますけれども、ご了承いただきたいと思えます。

初めに、立木寺内地区の排水の件ですけれども、大まかに言えば、大まかにというか、先ほど町長が申し上げたとおりですけれども、私も現場は何度となく行っています。これまで、10年ほど前から下水の整備、排水の整備、道路の整備等、寺内地区については要望書をいただいているのも承知しているところでございます。

高台でございまして、飯田議員がご指摘のところは、集落が13軒ほどあるかと思えます。中央と、あと北側のところに町道が通っておりますけれども、北側についても要望があるんですけれども、どうしても流末排水がとれないのでU字溝の敷設も難しいということで、昨年度あたりは、どうしても水たまり、道路の勾配等もあるんですけれども、水たまりの排水ができないということで、苦肉の策で地価浸透の雨水集水桝等をつけさせていただきました。集落の真ん中を通っております町道につきましても、L型側溝のないところもございまして、道路の幅員も狭いということもありますけれども、山の高さも20メートルぐらい高低差がありますので、苦肉の策で上から塩ビ管を、法定外公共道路ですけれども、坂道の竹やぶの中を通して下の排水溝までおろさせていただいた経緯もございまして。私も、この現場については重々承知しておりますので、これから地元にもお話はさせていただきますけれども、よりよい敷設ができるように町の方としても、先ほど町長が申し上げましたように、土地の提供等も地元で考えていただければ前向きに検討していただき、ただ提供といいましても、町で土地を買収するというのは今の財政状況上不可能でございますので、そのあたりも地元の方と話し合えればなと思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、押戸地区の道路ですけれども、土地改良と話し合っただけということで、先ほど町長が申し上げましたように道路の幅員、狭いところのわきに水路がありまして、水路が土水路ですから、ちょっと道路だけ拡幅するというのはちょっと難しいんですね。これは言うていいのかわかるかあれですけれども、なかなか道路拡幅するために水路の整備というのはどうしても土地改良ではのんでいただけない条件でございまして、お話と相談はさせていただきますけれども、なかなか難しい現状であります。

先ほどちょっと町長もお話出ましたけれども、今、文間地区北部ということで地盤整備が計画されています。県道立崎羽根野線の集落が南側と位置づけますと、県道より南側は基盤整備区域、今の段階では計画に盛り込まれていないようなんですね。先ほどから農道の拡幅ということでありますので、あそこにも農地も大分少なくはなっていますけれども、農業用排水も通っていますし農地もありますので、その地権者の方等で基盤整備の区域の中に、これから計画変更もできるという、可能だということもちょっと聞いていますので、その辺も地元地権者の方が入れてほしいというような計画が進むのであれば、

町の道路整備計画よりも早く道路を整備することができるのかなと今感じるところでございます。

それから最後の若草大橋、美浦栄線バイパスですけれども、何にも運動をやっていないんじゃないかというご指摘もありましたけれども、先ほど飯田議員の話の中で2月7日に土木事務所に伺って法的な手続もということでの話ありましたが、2月7日に、私と町長で土木事務所に伺いまして、所長と面会した経緯がございます。その中で、先ほど町長も申し上げましたけれども、最終的には法的な手続も含めてということで、最終的ということで、昨日、高橋議員からも質問ありましたけれども、県と町といたしましては、あくまでも話し合いで解決をしたいということで、8月23日に県の関係課長と私と、地元区長さんのところへ伺いまして、地元の意向を確認していただきたいと、総意をいただければということで、そういう町、県の出席要請があれば、いつでも伺いますということでお願いをしてきましたところ、遅くなりましたけれども、12月8日にお話し合いを、協議会を開いていただいたと。きょう、その内容については、きのうも町長が申し上げましたけれども、私もまだ内容を把握しておりませんので、早急に区長さんの方にお伺いをして内容について確認をさせていただきまして、それから、その内容確認した後で今後の対応を考えて進めていきたいと、このように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 12番飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） ただいま町長と都市建設課長から答弁をいただいたわけで、大体はわかりました。

この立木につきましては、非常に地元の協力がほしいと、町としては協力がほしいということでございます。また、押戸地区の道路につきましては、今、利根北部地区の基盤整備が話し合われているということで、その区域の中に入れたらという話でございますが、私の知っている限りでは、あの基盤整備では、4事業区というんですか、4事業区か5事業区ぐらいに分かれて進めるということですね。1事業区が3年から4年かかる。仮に3年としても5事業区というとならば15年、4年というとならば20年ぐらいかかるんですよ。そういう中でこの事業、この道路の拡幅をするのかということ、やはり時間がかかり過ぎるんじゃないかなと。それは短期間のうちに基盤整備が行われていけば、それでその事業の中に取り入れるということも可能でしょうが、その辺、非常に不確定要素が多いんじゃないかなと思います。この事業のどのぐらい事業年度かかるかは、ちょっと私も確かなことわからないので、済みません、突然ですが経済課長ひとつよろしくお願いします。

それから、美浦栄線でございますが、やはりこの中で、私は、町長が就任して2年余になるわけでございますが、この2年余の間に非常に行動力というか実行力というか、非常に発揮されて町内の組織、何ですか、機構改革、あるいは集中改革プラン、あるいは財政

再建プランと矢継ぎ早に発表されて、それに非常に全力で取り組んでいるという、非常に私はその点に関しては、町長の積極的な姿勢には感服しているところでございますが、いざこの県道美浦栄線の事業に関しましては、どうしても焦点をぼかしているんじゃないかなという考えを持っております。先ほども申し上げましたように、霞ヶ浦二橋を通して百里基地までとか、あるいは、国道408号までというようなことを申しておりましたが、土木事務所によりますと、408号線まで今のところは考えていないと、とりあえず県道竜ヶ崎潮来線まで、あそこを何とか早く建設したいと、その後は、構想としてはあるが今のところは、何ていうのかな、計画すらないというような話をしていたわけでございます。だから、私は、何ていうのかな、そういう期成同盟会を通して運動するのも、それは当然必要かとは思いますが、それ以外でも、やはりこの町独自で、あるいは、先ほども申しましたように河内町長あるいは龍ヶ崎市長とともに、ともかく県道竜ヶ崎潮来線までは早く開通されるよう要望していってほしいなと、そんなふうを感じるわけでございます。利根町にとりましても非常に経済効果の高い、利根町のこれからのまちづくりには欠かせない道路ではないかなと、町長もたびたびそういうことを申し上げておりますが、そういう考えが町長にもあるんですから、ぜひとも、これから土木事務所あるいは県にまめに足を運んでいただいて、建設促進の運動をしていっていただくよう切にお願いするところでございますが、その点について町長の考えはどうなのかお聞かせ願いまして私の質問を終わりにさせていただきます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 基盤整備の事業に関しては、課長の方から答弁させます。

それで、この美浦栄線の延伸の運動でございますけれども、当初この延伸につきましては、県の方から関係市町村で、関係市町村というと、どこどこかわかりませんが、とにかく千葉県側に延伸をする運動をしてくれないかという話があったんですよ。それを近隣をまとめてということになりますと、龍ヶ崎、河内ぐらいいいんですけれども、それをまとめて果たして千葉県側に要望してもいいものかどうか。また、私は、千葉県側の方とは、栄町、印西、我孫子とは成田線の複線化の会議の中で顔を合わせますので、当地は話も、その内容は聞いているんですけれども、千葉県側からすると、うちの方はうちの方でやっているからいいよと、そういう話をお聞きいたしましてね、それであれば、新たに期成同盟会をつくるよりは、霞ヶ浦二橋の同盟会があるのであれば、その中で事業でこの美浦栄線の延伸運動もさせてもらえないかと、事業の1項として入れてもらえないかということで、その会長にお話をして、その事業の一環として運動していると、そういう状況でございます。

それで、今の近隣の首長と、とりあえず龍ヶ崎までというようなことでの整備なんですけれども、私とすれば、どうしても408号から125号ぐらいまでは行ってほしいという

ようなことでの土木委員会等には常に話していることとございます。予算がどうのこうのと、すぐやられますけれども、利根町にとりましてといたしますか、この道路の利活用はやはり125号まで、霞ヶ浦まで行かなきゃだめですよということを常に県の方に申し上げているというようなところでございます。

それで、近隣との話でございますけれども、とりあえず利根町を通過する期間というのは、非常にこの道路は短いもんですから、その中での利活用を考えますと、やはり河内町長とは何度か話をさせていただきました。つまりこの道路を通過することによって河内の地域と利根の地域の土地利用、あるいは発展といたしますか、そういったことについて新たなバイパスとお互いの町の発展、経済効果ということについてどうなんだろうかというようなことで話し合わせていただいたところはあるんですけども、河内は河内で、既に路線が決まっているから、なかなか変更はできないんだよというようなことで、利根町の意向としての以前、この議会でなくて大分前の話なんですけれども、議会で決定していただいたようなルートについては、なかなか河内では受け入れられないというのが今の状況でございます。ですが、この美浦栄線のこの道路につきましては、利根町にとりましては、先ほどの佐々木議員の話ではありませんけれども、16号線と並び称する大変重要な利根町にとっての交通網でありますから、今後とも県の方には、とにかく町の、利根町の考え方を強く伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 経済課長石塚 稔君。

〔経済課長石塚 稔君登壇〕

経済課長（石塚 稔君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

利根北部地区形態育成基盤整備事業ということで現在計画の方を進めておりまして、こちらの事業につきましては、平成21年度事業採択を目指して進めているところでございます。どのくらいの完成までに時間ということとございますが、まだ具体的ではございませんが、稲敷土地改良事務所さんの方のお話の中では、予算の関係と、それから、国の方の支持で一つの事業につきましては6年で終わらせろというようなお話があるということをお聞きしておりまして、予算との関係でどうしても一回にはできないということで、3工区ぐらいに分けざるを得ないのではないかというお話がございます。そうすると三六、十八ということになるのか、ちょっとその辺はわからないんですが、恐らく重なる部分もありますんで、それでも10年以上はかかるのかなと、ちょっと推測はしているんですが、そのようなお話でご理解いただければと思っております。

以上で、よろしいでしょうか。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君の質問が終わりました。

これで、通告による一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 4 分休憩

午後 3 時 0 5 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第 2、議案第 71 号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第 7、議案第 76 号 平成 19 年度利根町水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 6 件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第 2、議案第 71 号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第 7、議案第 76 号 平成 19 年度利根町水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 6 件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第 71 号について、総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第 71 号につきまして補足して説明申し上げます。

議案第 71 号は、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます、人事院勧告に基づきまして、平成 19 年 11 月 30 日に公布されました国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、町給与条例を改正するものでございます。

第 1 条は、利根町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

参考資料に基づきましてご説明いたします。

まず、第 11 条は扶養手当の改正でございます。第 3 項の全文を改正し、改正案では扶養手当の月額額は前項第 1 号に掲げる扶養親族については 1 万 3,000 円、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 1 万 1,000 円）とすると改正するものでございます。これにつきましては、配偶者を除く被扶養者の扶養手当を一律 500 円引き上げるものでございます。

次に、第 12 条第 3 項中、下線部分の「扶養親族たる配偶者の」とあるものを改正案では「配偶者の」と改め、次に、職員について当該職員の配偶者が云々とある部分につきましては、改正案では「職員が配偶者のない職員となった場合」と改めるものでございます。

次のページめくっていただきまして、第 21 条は勤勉手当の規定でございます、第 2 項第 1 号中「勤務手当基礎額」となっていますものを改正案では「勤勉手当基礎額」と字句

を訂正するものでございます。

次に、現行下線部分の「100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）」を改正案では「6月に支給する場合においては100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）、12月に支給する場合においては100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）」と改めるもので、12月支給の勤勉手当を0.05%アップするものでございます。

次に、別表第2、行政職給料表の一部改正でございますが、これは低年齢層、1級、2級、3級職の給料月額を引き上げでございます。参考資料の別表第2の1級から3級の給料月額の下線部分の1級の1号給から68号給、2級については1号給から36号給、3級については1号給から16号給までをそれぞれ改正案のとおり引き上げるものでございます。

次に、2枚ほどめくっていただきまして、別表第3の医療職給料表の改正でございますが、これは診療所の医師の給料の改正でありまして、別表第3の1級、2級の給料月額の下線部分についてそれぞれ改正案のとおり引き上げるものでございます。

次に、また2枚ほどめくっていただきまして、医療職給料表（三）の改正でございますが、これは、保健師、看護師の給料の引き上げでございます。参考資料の6枚目の1級から4級までの下線部分を改正案のとおり引き上げるものでございます。

次に、参考資料の最後のページになります。

議案の方では、後ろから2枚目ですか、第2条、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございますが、これは、ただいま第1条で改正しました第21条の勤勉手当の支給率を、平成20年4月1日以降に、さらに改正するものでございます。第21条第2項第1項中、下線部分の「6月に支給する場合においては100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）、12月に支給する場合においては100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）」とあるものを改正案では「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」と改めるものでございます。現行では第1条の方で支給率を変更しましたが、6月と12月の支給率が異なっております。来年4月1日以降は、6月と12月の支給率をそれぞれ100分の75、特定幹部職員にあっては100分の95に変更し、6月、12月ともに同率とするものでございます。

議案の方の最後のページになりますが、附則でございます。

附則の1は、施行期日等の規定でございます。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成20年4月1日から施行するとするものでございまして、第1条で改正しました扶養手当、給料月額、勤勉手当につきましては公布の日から施行し、そのうち勤勉手当につきましては、第2条の規定で平成20年4月1日付で再び改正するというものでございます。

附則の2は、第1条の規定による改正後の利根町職員の給与に関する条例の規定は平成19年4月1日から適用するというので、給与に関してはことしの4月1日から適用すると規定したものでございます。

附則の3は、平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給について規定したものでございます。

附則の4は、施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整について規定したものでございます。

附則の5は、給与の内払いの規定でございまして「改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払と見なす」というようなこととございまして、4月1日にさかのぼりまして、その間の異動も考慮しまして、それで差額というような形で、その差額を後ほど支払うというような規定でございまして。

附則の6につきまして、規則への委任の規定でございまして。

以上のとおり、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正により国家公務員の給与が改正されたことに伴いまして、国に準じて改めたいので提案するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第72号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第72号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で422万5,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正の歳出の財源に充てるため繰り入れをするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

款1議会費、目1議会費から、ページ、16ページの款9教育費、目1社会教育総務費までの職員給与費の給料、職員手当及び共済費につきましては、ただいま条例の説明でもございましたが、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正によりまして国家公務員の給与が改正されたことに伴い、国に準じて給与額等を改めるためにそれぞれ増額補正を行うものでございます。

それに、ページ、10ページと11ページをお開きいただきたいと思います。

款3民生費で目の5医療総務費でございましてけれども、国民健康保険特別会計繰出金ということで5万9,000円でございます。また、次のページの目の8福祉センター費で、やはり繰出金で介護サービス事業特別繰出金で9万2,000円でございます。これにつきましては、それぞれの特別会計におきます今回の給与費等の改正に伴います経費について、特別会計へ繰り出しをするものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第73号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第73号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、ただいま提案されました議案第71号の利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴いまして、給与の改正、手当等の制度改正に伴います改正によるものであります。

初めに、事業勘定についてご説明申し上げます。

5ページ、お願いいたします。

歳入でございます。款7の繰入金、目1一般会計繰入金で5万9,000円の増額でございます。これは、職員の給与等の繰入金でございます。

次に、歳出でございますけれども、款1総務費の目1一般管理で、同じく5万9,000円を増額するものであります。人件費の増でございます。

10ページ、お願いします。

施設勘定でございます。歳入でございますが、款4繰入金の目1財政調整基金繰入金で16万6,000円の増額になってございます。今回の財源として基金を取り崩すものであります。

次に、歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費といたしまして16万6,000円を増額したものであります。同じく制度改正に伴います人件費の増でございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第74号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第74号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

款1下水道費、目1の公共下水道建設事業費で2万2,000円の増、その下の目2の公共下水道維持管理費におきまして3万4,000円の増、合わせまして5万6,000円の増額補正を今回お願いするものでございます。これは、先ほど議案第71号で上程されました利根町職員の給与に関する条例の改正に伴いましての人員費の増額でございます。

歳入につきましては、歳出に伴いましての財政基金からの繰り入れをするものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） つぎに、議案第75号について、健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第75号 平成19年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、先ほど上程されました議案第71号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例によります給与の改正、手当等の制度改正に伴うものでございます。

歳入でございますが、款2 繰入金、目1 の一般会計繰入金9万2,000円の増でございますが、職員の人件費の増に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1 総務費、目1 一般管理費の9万2,000円の増額でございます。制度改正に伴う職員手当の増、及び、共済費の増額によるものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第76号について、水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） 議案第76号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）について、補足説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

総係費21万円の増額でございます。これは、先ほどから説明されていますように一般会計同様、制度改正に伴うものであります。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第2、議案第71号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第76号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）までの6件については、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、あす12月13日、質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日12月13日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時27分散会